

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 6 月 29 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田（祐）・小貫・鈴木・ 上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 教育・病院局経営管理各部長、生活環境部参事、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、鈴木委員を御指名いたします。

市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況等について」

○(総務)総務課長

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況について報告申し上げます。

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会、以下「調査委員会」と略させていただきますけれども、まず第 1 回目を 6 月 10 日に、第 2 回目を 6 月 21 日に開催いたしました。

まず、第 1 回目の調査委員会の概要についてですが、今日配付させていただいています資料 1 で説明させていただきます。

日時、場所、出席者、配付資料は、記載のとおりでございます。なお、配付資料は、2 番目の「市職員による政治資金規正法違反について」から 5 の「小樽市庁達」については、6 月 3 日の本特別委員会に配付させていただいたものと同じ資料を配付いたしました。

市長のあいさつ、各委員への委嘱状の交付後に議事に入り、まず委員長、副委員長の互選を行い、委員長には肘井委員、副委員長には結城委員が選出されました。

次に、(2) 資料の説明についてです。

まず、資料 1、調査委員会の設置要件について事務局から説明を行いました。守秘義務についてその対象の確認が行われ、次、2 ページ目になりますが、市民の声の聴取について議論が行われました。その中で、6 月 3 日の議会の特別委員会では要望案として、市民を含む 4 名の委員の予定を示していましたが、中立性の確保が困難と判断をし、学識経験のある 3 名で進めることとして要綱が定められた経過について確認され、二つ目の丸にありますように、どう市民の声を聞くかについて、適宜委員会で検討して、しかるべき方法を考えることとされました。

また、会議の公開については、関係職員等のヒアリングなどがあるので、原則的には非公開とするが、一定の要件、一定の必要性の下に公開も検討し、委員会で決定することとされました。

次に、委員会の所掌について確認がされ、丸印にございますように、その任務を遂行するためには、タブーを設けないというぐらいの気概で議論に当たることといたしまして、調査対象につきましては、調査検討の対象として、事件の全容の把握、事件の原因を調査となっていることから、市のみに限定するものではなく、後援会、議会、労働組合なども対象と考えていくこととされました。

資料 2、市職員による政治資金規正法違反について事務局から説明後、パーティー券の販売等について、委員から、後援会事務局長のパーティー券販売の依頼経過、市長選挙の後援会の事務局長と市OBのかかわり、パーティー券を返却した職員の理由などを確認したい旨の意見があったほか、刑事処分を受けた職員の現在の役職及び市の懲戒制度について確認がされました。

次に、資料 3、新小樽市の機構図について説明し、資料 4、政治資金規正法の関係部分につきましては、3 名の委員とも法律の専門家でありましたので、説明を省略いたしました。

次、3 ページになりますけれども、資料 5、統一地方選挙における職員の服務規律の確保についての庁達、資料 6、懲戒処分関係規程、基準等、資料 7、政治資金規正法違反事件に関する市民の意見等について説明を事務局から行いました。

(3) の委員会の運営についてですが、今後の委員会の日程につきましては、委員会の活動状況にもよりますが、

およそ 8 月いっぱいをめどとして 9 月議会までの報告を目指すこととされました。

調査方法、調査対象につきまして議論が行われ、刑事処分を受けた後援会の事務局長、市長から話を聞く必要があるのではないかなど、記載のような意見が出されたところでございます。

また、冒頭でもございましたが、市民意見の反映について意見が出され、パブリックコメントなど、その手法について次回検討することといたしました。

また、会議録の公開については、できるだけ公開することとされたところでございます。

次に、6 月 21 日に開催されました第 2 回の調査委員会の概要についてですが、議事概要につきましては、現在、各委員に記載内容の確認をお願いしている段階にありますので、今回につきましては、口頭でその概要を報告させていただきます。

まず、前回、未整理事項の協議が行われました。まず、議事録の公開についてですが、第 1 回目の調査委員会でできるだけ公表することとされましたが、具体的な議論が行われ、議事録については、その内容を結論的にまとめた概要を公表することとされました。

また、市民の意見を聞く方法について議論が行われまして、委員から、この調査委員会として、この問題に特化して市民の声を求めることが必要であるという意見が出され、その手法についてホームページ、広報誌、新聞などが活用できるのではないかという議論が行われましたが、こういった形ができるか引き続き検討することとしたところでございます。

次に、次回以降の進め方について議論が行われまして、調査の方法、調査対象者等につきましては、事実認定のため関係者のヒアリングを行うこと、対象者は刑事処分対象者、前副市長、市長、労働組合関係者、その他必要に応じて関係者からヒアリングを行うこととされました。

また、日程につきましては、今後、詳細を調整することとなりますが、9 月議会までの報告を目指すことをめどに活動することとなりました。

調査委員会についての御報告は以上でございます。

次に、職員の処分についてでございますけれども、市長から今回の事件について諮問が行われ、現在、職員分限懲戒審査委員会において審査が行われているところでございます。以上でございます。

○委員長

それでは、これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

質問に入らせていただきます。

◎市民の声に対する認識について

今月 3 日に当委員会が初めて開催されました。その中で、関係した部長の答弁を聞きまして、率直に言って、情けなく思った市民も大変多かったろうと思います。「政治資金規正法を知らなかった」、また、「このことが適用になるとは思わなかった」という旨だったと思いますが、私たち議員が仮に公職選挙法に違反した場合、それが公選法を知らなかったという一言だけで済むかということは皆さん御承知のとおりだと思います。ですから、「法律を知らなかった」の一言で済ませようとするに対して市民の怒りはさらに輪を広げて増大していると思います。

6 月 21 日に日本共産党も入っている「小樽明るい革新市政をつくる会」が行ったシール投票の記事が、6 月 22 日の北海道新聞に掲載されましたが、「事件に関与した部長の留任は」と「市長は責任を果たしているか」の二つの質問に対して、道新の報道は 44 人、その後聞いたところ増えて 47 人になったそうですけれども、全員がこの二つの質

問に反対を投じたということです。このシール投票の時間はわずか30分、30分の中に47名の人が投票しており、1分間に1人以上の人がこういう意見を表明しているということは、今回の事件に対する市民の怒りを反映したものだと思えます。

こういう市民の声に対し、まず関係した各部長と市長は改めて、今の時点でどのように思っているのか、伺いたいと思えます。

○生活環境部参事

冒頭、私から話させていただきますけれども、6月3日の委員会で政治資金規正法自体を知っている、知らないといった御質問があったのは事実で、その時点では、そういうお話をさせていただきましたが、少なくとも私どもとしては、その段階でまだ言い足りないこともたくさんありました。私も30数年間地方公務員をやっておりますから、当然、地方公務員法上の政治活動の問題、我々がどこまで政治とかかわっていいのか、あるいは中立性をどこまで保つのかというのは常に認識としては持ち、これまで仕事に取り組んでいたのは間違いない事実だと思っております。

ただ、この政治資金規正法の中でいう、その地位を利用して政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めるという行為とは、私どもの認識では、市職員がその地位を利用して民間の方々にそういったものを売買するとか、お願いをするということに対するものであるといった認識がどちらかというと中心でした。ですから、市の庁舎の中で日ごろ仕事をともにしている、ある意味では職場の仲間、こういった方に声をかけることに対しても適用されるという認識が欠けていたということ为先日の委員会では申し上げたつもりであります。

ですから、政治資金規正法を知らなかったということで済ませようというふうには思っておりませんし、現実の問題として、こういった形で司法当局から一定程度の処分もされ、さらには、この特別委員会や第三者委員会の中でも誠実にいろいろお話をさせていただいています。また、個人的には自分で記者会見もさせていただき、市民の皆様にもおわび申し上げたと、そういうこともやっておりますので、決してこれで済ませようというつもりでやっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

○財政部長

ただいまお話のありました市民の皆様のお怒りというのは、ごもっともかというふうには受け止めております。

私も振り返りますと、当時の政治資金規正法というものに対する認識といたしましては、正直、どちらかといいますと、政治団体に関する収支報告のあたりを中心とした法律ではないかという程度でございました。ただ、公務員として言いわけのできることでございませぬので、市民の皆様には大変申しわけなく思っておりますし、深く反省をいたしております。申しわけございませんでした。

○生活環境部長

知らなかったという一言で済む問題ではないことは、十分私も承知しております。

私ども地方公務員はふだんから接している法律がございませぬ。地方自治法、地方公務員法、それから自分の所管する業務に関係する法律、そういったものには十分熟知しているつもりでございませぬが、この政治資金規正法については、私としましては政治家や後援会に関係する法律だというふうな認識でございました。市民の皆様方がお怒りなのももっともだと思えますし、まことに自分の浅学さを恥じているところでございませぬ。申しわけありませんでした。

○医療保険部長

このたび私どもが犯した行為について、市民の皆様には大変申しわけなく思っております。私どもが犯した、この法律違反というものを逃れたくて言っているものではございませぬが、ただいま御質問にありましたように、認識の甘さですとか、情けないですとか、そういう言葉もごもっともだと思えます。また、今思えますと、口惜しいといひませぬか、なぜ勉強が至っていなかったのかという気持ちもございませぬし、恥ずかしいという思いもございませぬ。

すが、これにつきましては、政治資金規正法を知らなかったという事実を述べさせていただきただけでございます。これは警察、検察におきましても、同じ供述をさせていただいております。本当に申しわけございません。

○福祉部長

市民の皆様のお怒りということでございますけれども、前回の委員会以降、現在の業務で外の会合等において、ごあいさつ等を申し上げるときに、そのことについて私自身からもお話を申し上げており、おわびを申し上げております。また、出席された方から厳しい御指摘もあり、そのことについてもお話し申し上げております。何を言いわけしても、地方公務員が自分にかかわる法律、専門の法律ではなくても、地方自治法、地方公務員法、政治資金規正法を知らずに今回の刑事罰に至ったことは、何の言いわけもできませんので、そのことについては、まずおわびを申し上げたいと思います。

それから、御質問の中になかったかもしれませんが、もう一点申し上げますと、6月の人事異動でどうして福祉部長のままいるのかというお問い合わせをたくさん受けております。そのことについて、いつの時点でどうなるかという説明が今のところなされておられませんので、分限懲戒審査委員会の処分が終わった後に、そのことがはっきりすると。このことを市民の皆様とお話するときに私の口から申し上げているところでございます。

○建設部長

市民の皆様いろいろな意味で非常に御迷惑をおかけしたということは深く反省をしております。政治資金規正法の認識についてですが、個人的な思いとしては、非常に勉強不足で反省しても反省が足りない、こういう気持ちでございますけれども、そういった自分の軽率な行いがこういった形で市民の皆様非常に御心配をおかけし、こういった状況が続いているということについて深く反省をし、謝っていきたく、このようなふうにしております。

○消防長

政治資金規正法につきましては、これまで私どもの職場で話題になることもなく、どちらかといいますと国政レベルの話だという認識でございました。これは本当に言いわけでございます。政治資金規正法に対する認識が大変薄かったというのは事実でありまして、そのことに対し、市民の皆様怒りが広がっていることに関しましては、私自身厳しく反省いたしまして、謙虚に受け止めなければならない、このように思っております。市民の皆様多大なる御迷惑をおかけしたことにしましては、まことに心からおわび申し上げます。

○教育部長

一つは、それぞれの法律、政治資金規正法あるいは地方公務員法、特に政治資金規正法について知らなかったという、その部分で、市民の皆様から一体何をやっているのだという、そういった感情を持たれ、おしかりを受けているということというのは、本当にそのとおりでというふうに考えております。

ただ、地方公務員法の中にもある公務員の政治的中立というその解釈の部分で、先ほどもございましたけれども、職場の中で同僚等をお願いをするという、このことが政治的中立あるいはその地位を利用するという、その認識というのは持っていなかったということ自体、全体として私自身の政治的中立ということに対する考えの浅さを深く反省をしております。私ども、いろいろな場面で多くの市民の皆様と接する機会がございますけれども、そういった場でも私の考え方について、おわび申し上げまして、今後行われる行政処分につきまして真摯に受け止めていかなければならないというふうに考えております。

○小貫委員

◎地方公務員法に対する認識について

前回の委員会で北野委員がパーティー券の売買はどの事務分掌に当たるのかと質問して、どこにも当たらないという答弁があったと記憶しておりますけれども、先ほど山崎参事はじめ皆さんも述べていましたけれども、政治資金規正法を知らなかったということで、前回の委員会で、たしか医療保険部長だったと思うのですけれども、地方公

務員法上望ましくないという思いは、あったという答えがあったと思います。

そこで、地方公務員法第30条から始まるサービスの関係のところ、第30条には「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と。第35条には、前段を省略しまして「地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と、このようにあるわけです。事務分掌にないことを行ったということで、「なすべき責を有する職務のみ」というところに関しては、もちろん違反はしているのですけれども、政治資金規正法に対する認識が甘いというのであれば、この地方公務員法に対する認識というのは、現在と事件当時どうだったのか、各部長に再度認識を伺いたいと思います。

○生活環境部参事

地方公務員法の第30条から第36条まで政治的行為の禁止という項目があるわけですが、一つ一つ話す時間がかかりますので、概略で申し上げますが、今回の案件について、やはり信用失墜の問題だとか、さまざまな部分で地方公務員法上の問題があると思います。ですから、我々は今、分限懲戒審査委員会の中で一定の議論がされているというのは、承知しています。

ただ、地方公務員法上の違反かどうかという、そういう問いだとすれば、5月の捜査段階でも司法当局と相当この地方公務員法上の問題、公職選挙法上の問題、そして政治資金規正法上の問題について、私自身は相当のやりとりもしております。特に地方公務員法上の問題としては、第36条で政治的行為の一部制限をされております。そういったものの解釈については、この度のこの案件、つまりパーティー券の関係については該当しないという話をした記憶もありますし、検察当局とそういったやりとりをした経過はあります。確かに道義的に私どもとしては当然反省をしなければならない部分もありますが、地方公務員法上の問題からいえば、違反かという、そういう認識は持っておりません。

○財政部長

地方公務員法の関係でございますけれども、当時のことを振り返りますと、ただいまもりましたが、地方公務員法上の政治的行為の禁止というのは確かにございます。私の当時の認識といたしましては、直接的な政治的な行為、勧誘ですとか署名活動ですとか、そういうものではないかなという思いはございました。ただ、地方公務員法上の精神といいますか、今、御紹介のありました条項含めて信用を失墜するようなことをしてはならないという大きな精神がございますので、そのことからしますと、確かに問題はあったのだろうというふうに深く反省をいたしております。

○生活環境部長

地方公務員法では、サービスの関係、それから職務の専念義務等々、政治的行為の制限だけではなく、いろいろな分野がそこに規定されています。私としては、今回のパーティー券の売買が直接地方公務員法上の政治的行為の制限に当たるとは考えておりませんが、先ほど来ほかの方が言われているとおり、職務専念義務に違反しないかと、地方公務員として恥ずべき行為ではないかというところに関しては、確かにそのとおりかなという認識もございまして、深く反省しているところでございます。

○医療保険部長

前回と今回との認識の違いということでございますが、改めて地方公務員法又は政治資金規正法等の読み直しはいたしました。その部分では確かに前回は、地方公務員法上のサービスの関係では望ましくないという気持ちは当時もあったという話をさせていただいたと思いますが、今は改めまして、条文を読んで、個々にやはり望ましい行為ではなかったのだなという認識はございます。

それから、政治資金規正法との関係につきましては、前回もお話しさせていただきましたけれども、警察から指摘を受けて、5月2日に初めて法文を目にしたということでございます。地位利用という部分が今回問われたわけですが、その部分の認識というのが非常に甘かったなというふうには思っております。

ただ、私どもも課長等にもお願いするときには、言葉上でも、また態度も含めまして、強制したということは、全くございません。購入するかどうか又はパーティー等に出席するかどうかも、いわゆる一人前の人間でございますので、一人の地方公務員として管理職であります課長の判断にゆだねるというつもりで、そういう部分につながったと思っております。それが地方公務員法上の服務に関することであつたと改めて認識してございます。

○福祉部長

端的に申し上げますけれども、今回のパーティー券の依頼を受けたときには、総務部長から渡されたということで、その内容を自分で法律を確認しなかったということが最も許されないことであつたと思っております。地公法に抵触するか、あるいは政治資金規正法のどの条項に該当するかについては、道警の捜査等を受けたとき、あるいは担当検事からのお話の中で、その条項を確認して、その内容が実際はどういうことであっても、地位利用に当たる部分が存在するというのは、そのときに知ったことであります。

今回の一連のことを受けて、今回の人事異動に際して私の部に来た職員に私が申し上げたことは、上司であっても、その専門の部署の人間であっても、何か言ったことについてはうのみにするのではなく、必ず自分の責任において調査をした上で行動に臨むように、そのことを申し上げたところでございます。

○建設部長

地公法上のいろいろな制限を我々は受けているわけですが、今回のパーティー券の販売事件の中でも、地方公務員法に対する我々の行動がそういった疑念を抱かせるような行為があつたと、こういったことについては、繰り返しますけれども、深く反省をいたします。

その一方で、パーティー券を販売した時点では、そういうことが政治的な行為に当たるのかどうかというところまで私も深く考えておりませんでしたので、これが地方公務員法上の違反に当たるかどうかは別にしまして、やはり軽率な行為であつたという部分については反省いたします。

○消防長

地方公務員法の、特に第36条には政治的行為の制限というのがあり、勧誘やそそのかし、あおるといったような規定がありますが、その当時、例えば5月の選挙において、そういったものには抵触しないというふうに考えてございました。ただ、やはり今思い返しますと、道義的に、そういった券が来たときには踏みとどまって、あらゆる法律その他につきましても調べるべきでなかったかと、このように思います。いずれにいたしましても、市民の皆様にご迷惑をかけたことにつきましては深く反省しております。

○教育部長

政治資金規正法違反、このことについてはもう私自身も抵触しているといったことで刑事処分を受けているわけでございます。ただ、今、委員のほうからございました地方公務員法には、政治的活動の制限、政治的中立の確保のほかに御指摘の職務専念義務あるいは服務の関係、公務員としての身の処し方といいますか、律し方といいますか、そういった規定もございます。その意味からしますと、私の所管しているのは教育行政ですから、その部分について、果たして勤務時間中といいますか、朝出勤してから帰るまで、すべてその教育行政そのものの業務だけに携わっているのかということからいいますと、果たしてこういうことをやっていることはその職務専念義務ということから考えた場合どうなのかということも改めて見直す、自分自身で考えるという、そういう機会も与えられているものというふうに思っております。きっとこのことは、今回の事件の原因という、そのことにもかかわる部分なのかなというふうに認識しておりますけれども、改めてその政治的なものという意味だけではなく、地方公務員としての立場、地位、位置等については、きちっとした律し方をしていかなければならないというふうに考えております。

○小貫委員

◎法令遵守にかかわる取組について

それで、逮捕されてから 2 か月がたとうとしているのですが、これら法令に関する認識が甘かったということが事件の原因だというのが、市長の見解だったと思うのですけれども、それであれば、その後、この 2 か月間、何か法令遵守というところでいけば、動きがあったのでしょうか、どうでしょうか。

○総務部長

基本的に法令遵守にかかわる取組というのは、今のところまだ市の中では行っておりません。ただ、外部委員会の中で再発防止策などは、今後、検討されることになっておりますので、そういった報告をいただきながら、市として検討していかなければならない事案ではないかというふうに考えております。

○小貫委員

◎中松市長の当落への思いについて

この外部委員会待ちにして、果たして市役所としてそれでいいのかというふうには私は思います。先ほどそれぞれの部長が述べたように、違反かどうかというのはともかくとして、地方公務員法上まずいのではないかという認識はあったということだと思っております。では、なのに、なぜ売買が行われたのかということになると思います。

それで、前回の委員会で、委員のどなただったか忘れましたが、森井陣営から依頼があったら引き受けたのかという質問があったと記憶しているのです。そのことに関連して各部長に伺いますが、今回の選挙で今の中松市長が落選するのではないかと、そういうふうに思っていた部長はいらっしゃいますか。

(発言する者あり)

○委員長

ちょっと小貫委員に申し上げますが、当選すると思っていたかと各部長にお聞きになりたいということですが、それはプライベートな問題といたしますか、デリケートな問題といたしますか、それぞれ恐らくそれなりのお考えを持って投票に行かれた方が……

(「投票に行ったかどうかは別です」と呼ぶ者あり)

だから、行かれた方は、そういう行為を念頭に置きながらそういうことをしたかと思えますけれども、選挙に行かないでそう思って、そういうことは、選挙は関係ないのですね。投票は関係ないのですか。

(「自分が支持したかどうかは関係なく、選挙の情勢判断として、当選すると思っていたか、落選すると思っていたかという話です」と呼ぶ者あり)

だから個人的にそういうお話を聞くということは、思想信条といたしますか、そういう部分でどうなのでしょう。

(「いや、その人が支持していたかどうかということではないですよ」と呼ぶ者あり)

当選するかしないかの話なので個人的な問題だと思うのですが。

(「その後につながる質問なのですが、はい、そうしたらわかりました」と呼ぶ者あり)

ちょっと質問を変えてください、できれば。申しわけありません。

○小貫委員

◎他候補のパーティー券売買について

そういう質問に対して答えがないということになると、私、予定が大変変わってきてしまうのですけれども、要は今回の市議会議員選挙では、自民党、公明党、民主党・市民連合の皆さん、各党派合計で 4 万 2, 239 票、得票率 63 パーセント、そういう与党には陣地があります。

6 月 22 日の北海道新聞の記事で、この各党派の皆さん、手前から、佐々木秩議員、林下議員、山口議員、斎藤博行議員がいて、公明党がいて、自民党があるというこの記事ですけれども、ここには「励ます夕べ」について、「4 月の市長選に向け、自公民 3 党派、経済、労組による 5 団体相乗り体制は盤石に見えた」とあります。私は、売る部長にしても、買う部長にしても、やはり新しくこういう盤石な地盤で、各部長の皆さんは恐らく当選確実とされていたと思うのです。そういう前提で言います。新しく市長になった人に対して無視はできないと、そういう風

潮が市役所幹部の中にあるのではないかと推察しているわけです。

仮に政治資金規正法を知らないという前提で、4月の選挙でこの相乗り3会派がどこかから独自候補を出した場合、5者相乗り体制が崩れることになるわけです。それでも、このどこかの候補がパーティー券の売買を依頼してきても、各部長は協力したかどうかと、それはお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○生活環境部参事

いろいろな仮定のお話で、それぞれが非常に答えづらいので御容赦いただきたいのですが、ただ一つ、私が今回こういった形で後援会からの依頼を受けてお願いをした経緯は、前回申し上げましたけれども、少なくとも私が知っている候補者であったということと、同じ市役所の中で一緒に仕事をした大先輩である上司であったと、また、後援会で私に依頼をしてきた人間が、私と非常に親しい人間で、こういう形で依頼をしてきたと。そういうものを含めて引き受けたという経緯があります。ですから、私はそういう意味では、盤石で間違いなく当選する人だから、この人にはしなければならぬという、そういう意識は全くございません。単純に私の知っている方がパーティーの1週間前に、こういう形でやるので、ちょっと声をかけてもらえないだろうかという、皆さんから言われれば、そんなことでいいのかということなのでしょうけれども、私自身としてはそういう気持ちで引き受けて、協力できる方がいればお願いをするというような形で、各部長にお願いをしたと。私はそういう経過で一貫して話をしておりますので、今の御質問のようなことというのは一切私の頭の中にはなかったということでございます。

○財政部長

前段にありました当選することを確実視されていたかというような御質問であったとすれば、そういう観点は当時の私の気持ちの中にはございません。当選されるだろうかうんぬんということは、全く考えたこともございませんでした。

それと後段は、仮定として、別なお話があった場合にどうされていたと考えるかということだったと思いますけれども、仮定のことでございますし、私の中ではちょっと想像がつかみませんので、もしそういうお話があったとすれば、その時点で何がしか自分で判断したのだろうというふうには思います。

○生活環境部長

仮定のお話なので、なかなかどうだということは今の時点で言えるものではないかもしれませんが、政治資金規正法を知らなかった段階で、違う候補者のパーティー券が私のところに届いた場合に、だれかから譲り受けたのか、その政治家を私が知っているかどうか、そういったことも勘案して、仮定ですけれども、たぶん購入したというふうに考えております。

○医療保険部長

当落については、私どもがそこにかかわることではございません。ただ私の中では、その候補の政策と申しますか、マニフェスト、その中で、中松候補以外の方の政策では、例えば国民健康保険料を下げますというようなことですか、介護保険料も安くしますというふうなことがあったと思います。そういう意味で、私の所管する業務上の中でも、私も当時は1票の権利を持っていましたから、その中ではそういう政策を見た中で投票したということですので、その結果がどうなるかという部分はあまり私の中では重要視しておりませんでした。

○福祉部長

今回の市長選挙に関して、私が思っていたことは、市長が代わるということが喜ばしいこと、ただそれだけでした、思っていたことは。あとは、総務部長から手渡されたチケットをそのまま渡した、ただそれだけのことです。

○建設部長

仮定の話なので答弁はできませんが、もう一つの前段の話でいくと、議員の皆さんも御存じでしょうけれども、選挙というのは確実なんてことはあり得ない、そういった中で選挙を戦われていたと思いますので、確信を持ってだれが当選するかというようなことは言えないと、そういうふうに思います。

○消防長

当落のことにつきましては、当時いろいろな新聞でも報道されていましたが、そんなに私のほうでは、大きな意味での関心あるいはそういったものの思い入れというのはございませんでした。

それとあと、もう一つのほうの御質問ですが、やっぱり仮定なものですから、ただ、その当時いろいろな状況の中で判断したと思いますので、どのように判断したかということについては、今のところでは仮定ですので、言えないというふうに思います。

○教育部長

市長選挙の関係ですので、そのことで申し上げさせていただければ、私自身この市長選挙にかかわるこういった、いわゆるパーティー券を買ったのも今回が初めてですし、同様に売ったのも今回が初めてであります。出席もしましたけれども、出席したのも今回が初めてであります。ただ、こうした事件を起こした、刑事処分を受けているという、そういった状況の中でのお話ですので、きっとどんな仮定、どんな想像力の中でも、私自身、今後その市長選挙にかかわるパーティー券の売り買いですとか、そういったことというのは、きっと一切しないだろうというふうに思っています。ですから、こうした場合どうなのだというふうに言われても、ちょっと想像力はそこまで及びません。

○小貫委員

◎職場の雰囲気について

外部調査委員会の中でも、「新谷市長が 3 期、山田市長が 3 期、5 者共闘的なものの流れの中で起きた事件だというのが一般的な印象だ」という、そういう意見があったということなのです。

私は、やはりこの事件の背景、また、なぜ地方公務員法として望ましくないと思いつつも売買したのかという点で言えば、やはりここには相乗りの市政が背景にあるということは、一言申し述べておきたいと思います。話を移しますが、私は今回の事件を契機に、小樽市役所がやはり市民の役に立つ市役所である、そういう市役所として、今、改善が求められていると思います。今回、一部では課長の席に行って売ったということですが、恐らく課長以外の職員がいる場所での売買があったと思うのです。そこでやはり何も意見を挟まないという、そういう職場の雰囲気があると思ったら、これは職場としては大変停滞するとか、まずい中身であると思います。先ほど福祉部長も同じようなことをおっしゃったと思いますが、今回、この売買に対して課長を含め、だれからも意見が上らなかったというのは、私は単に法律を知らなかったというだけではないと思うのです。そういうことについて、どなたでも構いませんが、職場の雰囲気としてどうなのかということを見解として伺いたいと思います。

○生活環境部参事

職場の雰囲気のことですから、この 4 年間、総務部長をやっておりましたので、私のほうから少し申し上げさせていただきます。

前回も話しましたが、今回のこの政治資金規正法によるパーティー券の扱いと、他のさまざまなイベントや集会等におけるいろいろな券、そういったもの等のことで、もちろん法的な意味も違いますし、重さも違うということは十分承知をしておりますけれども、何回も話していますとおり、私の経験値も含めてこの 1 年間の中で、相当いろいろな方からいろいろなものを頼まれる、その中で多くの職場で協力してもらい、これが現実です。もちろん政治的なものはそう数多くありませんけれども、これもなしとはいいません。ですから、いろいろなものがある中で、私どもとしては職場の中で協力してもらっている、そういった現実があるのは事実なのです。

ですから、そういった一連の中で、今申し上げましたとおり、全員が法律を知らずに言わなかったのか、あるいは知っていたけれども全体的な空気の中で言わなかったのか、それはわかりません。ただ、全体の中で、特に管理職を中心に百数十名ですから、この市の中で一体となって協力してやっていこうという中の一つで、さまざまな文化的なイベントやまちづくりのイベントを含めて、それぞれが金銭的な意味も含めて拠出をしながら支えてきたの

は、これ現実です。そういった中身がこれまでの長い歴史の中であったと、それは事実です。ですから、私はそれがすべてとは言いませんが、そういった中でやはり醸成されたものというのが市の中にはあったと。そういった形が私は今回の案件で、なかなかその異論が出なかったとか、声が出なかったというのは、そういうことなのかなというふうには今の段階では認識しております。

○総務部長

私からも答えさせていただきますけれども、この事件に関して、若い職員からも意見が出なかった、そういう口を出せない体質があるのではないかなというふうなお尋ねでございました。私は必ずしも、今回の事件につきましては、確かに政治資金規正法に対する認識が欠如していたということで、本件にかかわった職員あるいはそれ以外の職員からも意見は出ませんでしたけれども、そのことによって各職場の雰囲気として意見が言えない体質にある、雰囲気にあるということは決して思っておりません。

また、今回市長が変わった。私も含めて人事異動があったということで、一部報道もされましたが、課長職を通じて、できるだけ風通しのいい職場づくりには努めていきたい、そういうふうには思っているところでございます。

○小貫委員

◎庁内の掲示板の管理について

また北海道新聞の記事を引用して何なのですけども、庁内LANの掲示板から書き込みが削除されたという話がかかっていました。退職した職員に聞いたところ、やはり上司への仕事上の意見とかが書き込まれても削除されるので、書く職員がどんどん少なくなってきたというふうな印象があるということをお聞きしました。庁内の掲示板の削除というのは、だれが判断して行っているのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長

市が設置しております「よもやま掲示板」に掲載された意見等への削除の権限でございますけれども、現在、システム管理者の判断の下で不適切なものにつきましては削除を行っているという現状でございます。

○小貫委員

そのシステム管理者というのは、個人名はいいですけども、どこの課にあるのかと、そういうことです。

○総務部次長

こういうシステム関係を管理している部署でございます。ただ、あと、今、小貫委員が御質問されたような形で、こういう削除というのが実際、たくさん行われているかどうかということでございますけれども、今回、私どもも確認をいたしましたけれども、削除をするというのは今まで、平成14年から運用しておりますけれども、数件ということで聞いております。ですから、いわゆるやりとりが滞ったというような認識は今の時点で、私は持ってございません。

○生活環境部参事

4年間担当しておりましたので申し上げますけれども、情報システム課で管理をしておりますので、常に私のところに相談がありました。経験からいうと、個人的な誹謗中傷や、個人名を出したりしたもの、そういうものについて削除をしたことはございます。ただ、一般的に、削除するということはほとんどないというような実態だったというふうには思います。

○小貫委員

前回のこの委員会で、私は、市の職員が今回の事件についてどう思っているのかということ、何らかの調査とか、知り得ることができないのかという旨の発言をしていた関係で、ちょっと気になったものですから。では、先ほど生活環境部参事からお話があったように、迷ったものは、総務部長が最終的に判断していたということでしょうか。

○生活環境部参事

制度上、今言った管理者なのでしょうけれども、私は相談を受けましたので、当然情報システム課の相談を受けながら、判断をしたときに私がかかわったのは事実です。

○小貫委員

◎市民へのメッセージと謝罪について

もう時間がないので最後に市長に対して質問するのですが、今回のこの委員会も3日に開かれた後、今日まで開かれていないということで、非常に間延びしてしまって、このこと自体が市民に対して不誠実な対応だったと私は思うのです。外部委員会に任せるとかそういうのではなく、私はもっと市長の道義的責任、政治的責任に照らして、市民に対し、もっと頻繁に今の状況を伝えていく、市長みずからがやはり訴えていく、そういうことが必要ではないかと思えます。どういう形にするかは私から提案をしません、官邸だとぶら下がり会見とかをやっているようですけども、ともかく何らかのメッセージを市民に対して定期的に発信されていくことが必要だと思います。

市長にもう一つ、苦言というか、ちょっと気になったことを話したいのですけれども、前回、市長と各部長が謝罪をしたときに、傍聴者に対しておしりを向けており、議員には謝ったけれども、市民には謝らないということで、私どもに苦情が来ました。今回、各部長は、申しわけなく思うと時々謝るのですけれども、やはり市民に対して謝ってほしいなと私は思います。

○市長

私も以前から、市民の皆さんには責任を強く感じているということも話しておりますし、この委員会を通じて、今、各部長のほうから話のあったとおりでございまして、私としても今後ともやはり市民の皆さんには何か機会あるごとにそういう話をしていきたいと、このように思っております。

○北野委員

◎教育委員会議を非公開にした理由について

今回の事件では、政治資金規正法に対する理解が足りなかったと。そして、大勢の部長、課長に券を売っても、だれ一人これはうまくないということを言わなかった、指摘がなかったということも大きな問題になっているわけです。

ところが、昨日の本会議で私は議事進行として発言をしましたが、教育部長に伺います。昨日、小樽市議会で、私の記憶では初めてだと思うのですが、教育委員会として教育行政執行方針を報告いたしました。これは教育委員会議で審議して議決をとって教育長が報告するわけです。そこまではいいのですけれども、決める教育委員会議をなぜ非公開にして、市民が傍聴する権利を奪って審議したのか。規則に違反することをやっているのですよ。しかも重大なのは、今回のことでだれ一人指摘はしないけれども、私は昨日指摘したのですよ。だから、報告に入る前に謝罪し、はじめをつけるべきだと言ったけれども、一言の謝罪もない。これについて私は大いに疑問ですから、なぜ規則違反をして非公開にしたのかということをもまず説明してください。何を根拠にして非公開にしたのですか。

○委員長

北野委員に申し上げますが、本委員会は政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会でございます。ただいまの、ここまでの今までのお話を聞いていますと……

(「委員長、あなた何を言っているの。我々は、今度の原因究明と再発防止が本委員会の目的ですよ。だから、規則違反とか法令違反があれば、委員会としてもただしていくということは当たり前ではないですか。昨日のやりとり、あなたは聞いているの。余計な話ですから撤回してください。部長に答弁を求めます。」と呼ぶ者あり)

北野委員に再度申し上げますけれども、今ここの話、今、政治資金と直接かかわりがないと思って私…

（「かかわりがある、再発防止のことで聞いているのですから。委員会の目的に沿っていますよ、私の質問は。」と呼ぶ者あり）

ということでございますので、答弁できるのであれば、ちょっと。ずっと推移をこれ、今、聞いていまして、これ以上離れていくようであれば、申しわけございませんけれども、別の委員会をお願いしたいと思います。

（「何言っているの、委員長、答弁させなさい。注意しなかったから、今度の問題が起こっているのですよ。私は注意をしたと。少なくとも以後気をつけるぐらいの話があってから、教育長が方針を述べたっていいでしょう。どうして規則違反だということを指摘されているのに、そういうことはもう知っちゃいないと、一切触れないで強行したのですか。これは再発防止にかかわりますよ。指摘をしたって聞く耳持たなかったのですから、一般の職員が上司に向かって物言うことができなくなるでしょう。そういう体質にかかわるから聞いているのですよ。委員長の考えも逆さまですよ。」と呼ぶ者あり）

そういうことなので、認識の違いかなというふうに私……

（「何も認識の違いではないでしょう。」と呼ぶ者あり）

その辺の見解、教育委員会としてあるのであれば、正々堂々とやっていただいても構わないと思います。

○教育部長

今、委員から規則違反という御指摘がございましたけれども、私の推測ですが、小樽市教育委員会会議規則に違反しているという御指摘だろうというふうに思います。ただ、その規則であれば、私の考えとしては、この規則には違反をしていないというふうに考えております。

○北野委員

だから、教育委員会会議規則で非公開にできるのは、五つの理由しか述べられていないのですよ。この五つのうちのどれを根拠に、市民に公開しなかったのか根拠を聞いているの。こんな態度を本会議や委員会でやっていたら、一般の職員は間違っことを上司に向かって言う雰囲気なんて出てこないですよ。だから、聞いているのです。

○教育部長

教育委員会会議規則第18条に会議の公開という項目がございます。その中には「公開をしないことができる」という五つの号が記載されており、このたび御指摘のある教育行政執行方針を議題として、教育委員会で協議したとき、これを非公開にした理由は、第18条第1項第5号の該当という、そういう判断をして非公開といたしております。

○北野委員

恐ろしい判断ですね。議会にその年の教育行政の方針を説明するとき、教育委員会で議決をとるわけです。それは市民が傍聴したいという方がおられれば、その前で審議して構わないことになっているのですよ。ところが、今おっしゃった第1項第5号の「公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのある事項」というのは、何のことですか、これは。その直後に、昨日、教育長は、本会議場で議会に方針を明らかにしているでしょう。何を思って著しい支障になるの、市民が傍聴していたら。

○教育部長

委員も御承知と思いますが、このたび初めて教育長から、教育行政執行方針を議会の場で説明をさせていただきました。経過につきましては、平成20年だったと思いますが、本会議の中で小樽市においても議会の場で教育行政執行方針を説明すべきでないのかということでの御質問、御指摘をいただきました。そういった中、何度か議論を重ねていく中で、教育委員会としても議会の場で教育行政執行方針を行おうということで決め、総務部あるいは議

会事務局とも相談をさせていただいた経過がございます。

その意味では、私どもの認識としては、昨日、教育長が行いました教育行政執行方針の説明は、教育行政事務の責任者であります教育長が議会の場で、それを説明させていただく。そういう形を通じて市民の皆様にお知らせをしていくという位置づけのものと認識をしておりました。ただ、この方針は1年間の教育行政方針を申し述べる場ですから、その内容というのは大変大事なものであるという、そういった認識もあり、議会の場で説明をする前に教育委員会の議題としても審議をいたしました。

ただ、これはあくまでも議会の場で教育長がその執行方針を申し述べるという、このことを軸といいますか、中心に考えたわけでありますから、教育委員会での審議過程、審議内容を、秘密にするという意味ではなく、公開した場合、議会で説明をする前に傍聴者あるいはいろいろな形で外に出ていくという、そういうことになるわけです。その意味では、この間、議会でいろいろな御審議をいただいた経過からして、まずは教育長から議会の場で示し、その後、いろいろな形で市民の方々にもお知らせをしていく、そういう手法をとったということでございますので、私どもとしては、この会議規則の違反に当たるというふうには考えてございません。

○委員長

北野委員に申し上げますが、何回かやりとりを聞いていました。確かにその認識というか……

(「委員長、時間ないから余計なこと……」と呼ぶ者あり)

違いがあるのだらうと思いますけれども……

(「質問しますから。」と呼ぶ者あり)

問題の背景として確かにそういう問題があるのかなというふうに、北野委員の質問の中から聞き取りましたけれども、ここは再発防止ということなので……

(「再発防止そのものだから聞いているのです。教育委員会の姿勢が議員のほう、議会のほうを向いていて、市民のほうを向いていないから、こういうことになるのですよ。なぜなら、昨日、議会運営委員会で我が党からこのことを指摘しました。そうしたら、議会に配慮したと。議会に配慮した場合は非公開にしていいなんて、どこにも書いていないのですよ。だから、教育委員会の向いている方向が逆ではないかと。規則にもないのに議会に配慮して、市民が傍聴できるにもかかわらず非公開にする、こういう逆立ちをしたやり方が今回のパーティー券のようなことを生んでいるのですよ。時間がないから、このことだけ指摘して次に移ります。」と呼ぶ者あり)

○北野委員

◎小樽市職員の懲戒処分に関する指針について

今日、配付していただいた小樽市職員の懲戒処分に関する指針にかかわって伺います。

市長が説明していたし、それから今日の総務課長の報告の最後にも、職員懲戒審査委員会で処分を検討しているとありました。

そこで伺いますが、この小樽市職員の懲戒処分に関する指針の中で懲戒処分の標準的な量定基準というのが別表に書かれています。ところが、政治資金規正法に違反してたくさんの幹部職員がパーティー券を売ったと、あるいは買ったというようなことはここには書かれていない。想定外のことなのです。だから、懲戒処分をするにしても、どういう基準で行うのか、大問題ですから、最初に説明をしてください。

○(総務)職員課長

今日配付しております指針でございますが、確かに北野委員がおっしゃるように、標準的な処分量定としてはびったりくるものではないです。唯一、3ページにある1の(10)「政治的目的を有する文書の配布」で戒告というのが、いわゆる政治絡みといいますか、そういった部分ではひっかかる部分なのですが、それも今回の事例からするとびったりくるものではないです。

もっと言いますと、見ていただくとわかるのですが、以前はこの指針自体がなく、これは平成19年8月につくったものでございます。国も以前はなかったのですが、平成12年3月につくりまして、それを参考に私どもは平成19年につくらせていただきました。ですから、中身的には国や北海道のも若干見させていただいたのですが、中身は北海道とほとんど同じようなつくりになってございます。ただ、別表ではあくまでも標準的な量定基準ということになっており、懲戒処分を行うに当たっての指針として、1ページないし2ページで、どのような観点で量定を決定するかという部分の基本的な考えをまとめてございます。

今後どのように進めるかについてでございますが、私どもとしては、従前やってきたように、これまでの本市の類似例ですとか他都市の例、そういったものを参考にしながら、今回で言うと公職選挙法や政治資金規正法での他都市の例を調べる中で客観的に、極端に重くなったり軽くなったりしないような形で決められていくというふうに認識しております。

○北野委員

課長は今、そういうふうにおっしゃったけれども、他都市の状況は私もインターネットで調べてみましたが、公務員が地位を利用してパーティー券を販売したり販売を依頼したというケースで、どう処分されたかということはお出でないのです。パーティー券を売って懲戒処分を受けた場合、どうなのかとインターネットで検索したら、小樽市の中松義治後援会のパーティー券問題しかお出でないのです。だから、課長はそうおっしゃるけれども、事例がないので、何を基準に今回処分をするのかということが問われている、基本問題だから私は聞いているのです。

今日、資料としていただいた標準的な懲戒処分の基準というのは、欠勤とか、遅刻とか、勤務態度の不良とか、職場内で乱暴な言葉を吐いたとか、セクハラとか、入札の談合に関与したとか、横領とか、詐欺とか、殺人、放火とか、こういうのはちゃんと書いてあるのです。ところが、政治資金規正法に違反して、公務員でありながらパーティー券を売買したり、販売を依頼すると、この二つの行為をしたケースが、私はあまりコンピュータに強くありませんけれども、職員課のほうで全国の事例をいろいろ勉強して、こういう事例があるということがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）職員課長

件数からいいますと、四、五件、私どものほうで調べております。

（「どこどこですか。」と呼ぶ者あり）

四、五件です。

（「だから、どこどこさ。」と呼ぶ者あり）

都市名につきましては、私どもその都市から許可をもらっているわけではございませんので言えませんが、道内外の市で5件ほどの例は調べてございます。ただ、その中で公職選挙法に違反するような事例、いわゆる票の取りまとめですとかという事例が2件、それと今回の政治資金規正法絡みの案件が3件ほどは調べてございます。

○北野委員

それは参考になるの。

○（総務）職員課長

中身につきましては、いわゆる会議も非公開にしておりますし、審査する委員にはそれを示す中で議論いただくこととなります。調べている内容は、概要、それと違反容疑、逮捕者が出たか出ないか、それと事情聴取などの規模はどの程度だったのか、その上で懲戒処分はどのように行われたのかということ、各市の担当者に電話で直接聞きまして調べてございます。その前提としましては、インターネットで調べられる範囲で私どもも調べましたが、先ほど北野委員がおっしゃったように、政治資金規正法で調べると、新しいもので言うとほとんど小樽市しかお出でないものから、かなり調べるのは苦勞したのですが、そういった形で調べた中でも、公職選挙法と政治資金規正法で5件ほどを調べさせていただいたということでございます。

○北野委員

この問題で、基本方針を新たに確立して臨まなければ、うまくないというふうに私が思うのは、他都市のさまざまな事例は異なるのです。小樽みたいに大規模にやったところはないわけですから。だから、横浜市のパーティー券での懲戒処分を検索したら、横浜市のほうは1行しか出なくて、その下は全部小樽が出てくるのです。だから、他都市の例は参考にならないと思うのです。こういう国の懲戒処分の指針にそぐわない事例が出た場合、国と相談する義務はないと職員課長から伺っています。だから私は、事例がないわけですから、市長の責任で小樽市独自の基本方針を決めて臨まなければだめだと思うのです。全く組織の規模や何かからいって違うところをちょっと抜き出しているなんていうのは、参考にならないと思うのです。私は、この間、市民に多大な影響を与え、小樽の名誉の失墜にもなっているわけですから、今度の懲戒処分をするに当たっては、基本方針を明確にして処分しないと、公正な処分にならないというふうに思うので、その点で聞いているわけです。

○（総務）職員課長

北野委員の御心配も十分わかるのですが、私どもが今回調べた中では、なるべく今回の件に近い事例ということで、事情聴取を受けた者が100名前後であったり、逮捕者が出ていたり、そういった事例の中で調べてきてございますので、どこの市でどれだけかというのは言えませんが、そういった中で調べて、参考に委員会の中で示して判断いただいているという手法をとっております。

それと、先ほどの処分の量定基準につきましても、ぴったり当てはまるものはないのですが、例えば判断の基準としましては、免職や停職になっている場合は、標準事例からいうとこのようなもの、それと減給の場合はこのようなもの。では、これに近いのはどういうものか、そのような判断の仕方もあると思いますので、そういった中で総合的に客観的な事実の下に判断していくということでございます。

○北野委員

この問題については、小樽市の場合は罰金刑なのです。裁判所も地検の幹部も言っているとおり、これで免職にはならないという判断を司法はしていると。だから、私は恐らく市長は懲戒免職にすることはないだろうと思うのです。司法の判断が出ているのだから。ところが、町田市や横浜市の場合は、禁固刑ですから、免職なのです。だから、事例として参考にならないのです。あれは直接やったわけだから、町田市の場合は市長が指示してやっているわけだから。今回の事件は、今のところ中松市長は直接指示もしていないし、自分の関与しないところでやられた話だと。警察もそのことは前提にして事件は収束しているわけです。それを前提にすれば、他都市の事例というのは果たして参考になるのかというふうに思うのです。だから、インターネットで町田市や横浜市を検索してもみんな小樽市の話しか出てこないのです。だから、小樽市長はその点で政治的・道義的責任があるわけですから、きちんとした方針を持って臨むべきだということをやっているのだから、決してむちゃなことを言っているのではないです。懲戒処分をするに当たっては、私の話をぜひ取り入れていただきたい、これを要望して終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎外部委員会について

まず資料1ですが、先ほど御説明をいただいた第1回小樽市職員の政治資金規正法違反に関する調査委員会の概要でございますけれども、この中の2ページ、会議の公開についてという項目があります。この中で、「原則は非公開とするが、一定の要件、一定の必要性のもとに公開も検討し、委員会で決定することとした」ということであります。これは職員が関係したヒアリング以外は公開にするということではないのでしょうか。

それと、一定の要件というのはどういうことを想定されているのか、お答えください。

○総務部次長

今ここに書いてある内容が、委員会のほうで議論をされた部分でございまして、つまり一定の要件や必要性というのは現段階ではなく、何かそういう要素が出てくれば、その都度委員会に諮って判断をしていきたいと思います。それで、こういう決定になったものがございますから、具体的にその中身について議論がされたということではありません。

○鈴木委員

そうしますと、委員会の次の項に入りますが、ここで「タブーを設けないぐらいの気概で議論に当たる」というふうに書いてあるのです。このタブーも、何がタブーだという意味ではないということですか。

○総務部次長

これは発言のあった部分の質疑の概要でございますので、何がタブーとかということではなく、いわゆるこれから調査を進めていくのに、こういう気構えといいますか、そういう意味でタブーを設けないという、こういう発言があったということでございます。

○鈴木委員

それは、そうなのでしょうけれども、この後段には調査方法や調査対象とかいろいろ書いてあるわけです。発言された方にとっては、そういうことについて、例えばこれに踏み込んだらタブーにはなりそうだけれども、やらざるを得ないという意味があったのかということは今、聞いているのですけれども、そういう意味ではないのですか。

○総務部次長

大変申しわけございませんが、やりとりがあった部分の内容を委員の方に整理していただいた、最終的な表現ですので、私のほうでその部分の内容について具体的に話すというものではないのかなというふうに思っております。

○鈴木委員

わかりました。

ということになりますと、この内容については、こちらの委員の方に伺わないと、内容はつかめないということなのですか。というのは、この資料だけではわからないことになりますけれども、そういうことですか。

○総務部次長

外部委員会のほうでは独自に調査をされておりますので、その調査を進めていく中で、報告ができる段階で議会のほうには報告させていただきます。ただ、あと外部委員会と調査特別委員会は当然、並行して進んでいくことになると思うのですけれども、今の質問の御趣旨でございますけれども、それは調査特別委員会のほうで、今、調査中の部分について、直接委員の方に意見をお聞きするという趣旨でおっしゃっているのでしょうか。

○鈴木委員

このことを何度やっても仕方ないですけれども、要するに聞きたいのは、こうしてタブーを設けないようにして外部委員会は進むとわざわざ書いてあるのですから、何かそういうことを含んだことがあるのかなと質問したわけですよ。そうしたら、そのことについてはないと思いますけれどもとのお答えなのです、基本的には。ですね。ありませんと答えているわけではないのです。ないと思いますと答えているわけだから、本当はあるのかどうか聞くのは外部委員会の方に直接聞かなければわからないのですかということは今聞いている。言っている意味わかりますか。

○委員長

次長は想像の範疇でしかないのでしょうか、御本人ではないので。

○総務部次長

御発言になった趣旨はこうなので、例えば委員がイメージされている部分もきっとあるのでしょうかから、どこま

でいくとタブーですとか、そういう部分については、実際、具体的な議論はされておりませんので、これは私が答える内容ではないのかなというふうに思います。

○鈴木委員

要するに、わからなければ直接聞いてもいいのかという話にもなるのですが、そうはいかないのでしょうか。

それで、今回は6月21日の火曜日にやるということです。もう今日は29日で、要するに、この議事録も本当は今回、理事会で問題になりましたけれども、いただきかかったのです。だから、今後はこういう中身を、こういうニュアンスですかどうですかということを知るような形にしてもらわないとなかなか。では、なぜタブーと書いたのかということになるのです、基本的に言えば。わかりますか。

○総務部次長

今回、2回目の委員会の議事録につきましては、理事会でも申し上げさせていただいたのですが、私どものほうの事務的な作業も含めまして時間的な問題もあり、また、各委員と最終的な連絡がとれていないということで提出できなかったということです。

あと、議事録、概要のまとめ方についても、一定程度結論の出た部分を概略的に表現するということですので、今おっしゃった内容は伝えますけれども、その委員会の中でどこが、どういう形で具体的になるかというのは、私だけではなく、最終的には委員会のほうで判断をしていただくことになっております。

○鈴木委員

わかりました。では、その件は議事録を早く起こしていただくのと、そういうニュアンスが伝わるような文章にできればしていただきたいということです。

◎小樽市の非違行為に対する対応について

それでは次に、北野委員の要求資料の中でちょっと質問したいのですが、現状、小樽市としまして、例えばセクシュアルハラスメントがあった、先ほどのように、パーティー券の売買をしていて、実はまずいかなと思っただけでも、なかなか言えないと、そういうふうになった場合、どういう手順をとって例えば分限調査に持っていくとか、どういう手順で違法性というのかな、非違行為というのですか、それを訴えるのでしょうか、現時点。

○（総務）職員課長

懲戒処分をスタートさせるに当たっての手順的なことという御質問と理解していますが、通常であれば、総務部以外のところで何かの問題なり事件が起きれば、そこから報告をいただき、それに対してこちらのほうで審査委員会にかけるいろいろな必要書類を整えまして、市長が職員分限懲戒審査委員会に諮問すると。委員を指定し、会議を開催して、先ほど北野委員に答弁したような考え方に基づいて処分等を決めていくという形でございます。

○鈴木委員

今、質問したのは、職員分限懲戒審査委員会へかかるまでの過程の状態なのです。例えばその方が上司の場合、次に上の上司に言うのか、職員課にそのまま行くのか、どういう手順で懲戒審査委員会に上げられるのか。そして、それはどの段階になったら懲戒審査委員会でもむべきことだということになる基準はあるのですか。

○委員長

そこに上がるまでの流れ、そういう具体的な部分を聞いているのだと思います。

○（総務）職員課長

職員が例えば、上司から言われたことをセクハラなりパワハラなりと感じた場合、具体的にどのように訴えていくかということでしょうか。であれば私どものほうで、当事者やその上司から事情を聞くなど事実関係を調べ、そういう事実があれば、今言ったような手順で職員分限懲戒審査委員会に諮っていくという形になるのかなと思います。

○生活環境部参事

私も 4 年間の経験がありますので少し申し上げます。一つは、今答弁したように直接職員課や私のところに相談がある場合ですが、今みたいなケースは年間にやはり何件かあります。それから、もう一つは、職員みずからが公平委員会など正式な場所に行っているいろいろ相談する、あるいは外のいろいろな委員会に行く、そういうものも可能性としてはあると思うのです。ただ、それはあまり経験がありません。ですから、職場の中で起きた事案で、上司に言えなければ職員課や私のところへ来て、その事案について上司から聞き取りなどさまざまなことをして、懲戒審査委員会まで上がっていくものもあれば、その前段階で整理をして終わるものもあります。そういう整理をしながら現実には進んでいます。分限懲戒審査委員会にかかるというのは、やはりそれなりの案件でなければかかりませんから、事前に処理できるものはその中で処理をしてきているというのがこれまでのやり方です。

○鈴木委員

なぜこういうことを聞いたかという、今の市役所でそういう非違行為があった場合、小樽市の考え方がどうなのかということを知りたいのです。一つは非違行為があった場合ですが、変な話、その当人をいさめて、もう二度とやらないとそこで打ち消してしまう方向なのか、それともなるべく早めに公開をして処分をするのか。要するに、気持ち的にはなるべく穏便にというふうにはなるのでしょうかけれども、ある程度の非違行為があったときは、きちんとするという形になっているのかどうかということの基準を知りたいのです。

○（総務）職員課長

いろいろな事件や事故の大小にもよると思うのですが、一般的には公務で起きたことで市民の皆様にご迷惑をかけたとか、例えば横領とか窃盗とかはもちろんですけれども、そういった形について各部から報告をもらい、処理をしています。ただ、どこを超えたら懲戒審査委員会にかけるとか、そういう基準はないのですが、一般的に私どもが報告を受けた部分については懲戒案件というふうに考えております。

○鈴木委員

◎分限処分と懲戒処分の違いについて

そこで、今お話の中に出ました職員分限懲戒審査委員会という委員会があります。今回、この非違行為ということでそれがもう既に開かれているわけですね。

これは、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則第14条に位置づけがあります。すなわち、市長から諮問されて委員会を開いて、そしてその中で決めたことを市長に答申する、そういうふうにとらえています。第14条に委員会の設置が記されているのですが、簡単に言いますと、市職員 4 名をもって構成、それから副市長及び市長が必要と認める都度任命する。そして、第 2 項で委員会は、市長の諮問に応じ、次の事務を行うとあり、第 1 号では、分限処分又は懲戒処分を行うことの審査についてのこと。第 2 号では、懲戒処分に至らない措置を行うことの調査についてのこと。第 3 号には、小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例第 6 条に規定する任命権者の権限に属する事項に係る審査についてのこと。となっていますが、この分限処分と懲戒処分の違いを御説明してください。

○（総務）職員課長

懲戒処分につきましては、先ほど鈴木委員からどういう場合に行うのかということで御質問がありましたが、一般的には、今回提出しております資料の別表にあるような、法令違反や信用失墜、そういった事案に該当した場合に、処罰を与えるという意味で、いわゆる戒告、減給、停職、免職、その四つの種類を定めているのが懲戒処分でございます。

分限処分につきましては、いわゆる職に対する適格性ですとか、公務能率の維持、公務の適正な運営の確保を目的とするものでございまして、今回で言いますと、非違行為を行った、あるいは係長以上の職員が懲戒処分を受けた場合で、市長が必要と認める場合に、降格又は免職の手続を行うというものでございます。

罰を与えるという意味といわゆる適格性を問うという意味で懲戒処分と分限処分は違い、適用条項も懲戒処分については地方公務員法第29条、分限処分につきましては同じく地公法ですが第28条となっております。

○鈴木委員

今のお話を簡単に言うと、免職、停職、減給、戒告、この四つが、懲戒処分ということですね。そして、分限というのは、降格するとか、地位をどうするかということでよろしいですね、簡単に言うと。

○（総務）職員課長

地位というよりは、職員がその職にたえられるかどうかという判断が一番になるわけですから、分限免職のほかには休職もございますし、降任もございますし、降給もございますので、必ずしも免職ではないということでございます。

○鈴木委員

◎分限懲戒審査委員会の公平性の担保について

そこで、先ほど言いましたように、中松市長は、分限懲戒審査委員会にやっていただきたいということで諮問しました。次に今、いろいろなことをやっています。その中で今後、決めていくのですけれども、まず、この委員については4名ということですが、前にも言いましたけれども、これは公平性が担保されているということは間違いないのかどうか、それだけまず聞かせてください。

○（総務）職員課長

一応委員は4名ということだったのですが、副市長が空席になるという状況を勘案しまして、最近、副市長のかわりの者を任命できるというふうに規則を整えてございます。それで、私どもとしては5名で分限懲戒審査委員会を行っております。その5名につきましては、今回パーティー券の売買は一切かかわっていない職員で構成しております。

○鈴木委員

公平性が担保されたわけですね。先ほど北野委員の質問で、なかなか他の事例が今回のケースに合致しないので難しいが、たぶんこの中で判断されると。そして、分限懲戒審査委員会では、こういった形で処分したほうが適当ですよということを市長に上げられるのですけれども、諮問機関ということですから、市長はそれをそのとおり受けてもいいし、ちょっと違うのではないかということも言ってもいい立場にあるんですね。出てきてみなければもちろんわかりませんが、中身によりますけれども、市長の基本的な姿勢としては、やはり公平性を担保された委員会が出されたものについて、あまり異議を唱える気はないというお考えなのでしょうか、そのことについてお答えください。

○市長

今、職員分限懲戒審査委員会が進められているところでございますので、私の個人的なというか、市長としての見解や考え方を申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的には適正に処分していきたい、このように思っております。ですから、どういう形で出てくるのか、今のところ何とも申し上げられませんが、出てきた段階できちんとした判断をしまいたい、このように思っております。

○鈴木委員

確かに出てみたら、自分で思ったのと違うということはあるかもしれませんが、あくまでも委員会の結果はやはり尊重していただきたいということが、ひとつお願いであります。そういった意味では、逆に言えば、そのときに市長の恣意で、これがころっと変わるということになりますと、それは何かの力が働いたと、そういうふうにとられかねませんので、その件はやはりきっちり押さえておきたいと思っております。

◎部長職として市民への対応について

次に、話は変わりますが、総務部に質問したいのですけれども、部長職の方が公式行事または準公式といえます

か、そういったことで市民の方の前に出る機会というのは、どういう場面があるのか、何点かありましたらお答えください。

○総務部長

市内の各部長がこういった場面で市民と触れ合う機会があるのかというようなお尋ねですが、各部それぞれ大なり小なり日ごろから市民と接しているわけですが、二、三の例を挙げさせていただきますと、最近では、やはり教育部では学校適正配置との関係で地区別懇談会等を行っておりますので、そういった場に部長が出ていくケースというのが一つあるかと思えます。それから、産業港湾部などは、これから特に夏場にかけてイベント等がございますので、そういった場面に出席し、市民だけではなく、企業の経営者などとの懇談をする場なり意見交換をする場が考えられると思っています。それから、特定の部署ではございませんが、やはり各部と関係団体との関係というのは一定程度ございますので、そういった関係団体との会合や打合せ等に出席し、ごあいさつをする場面、あるいは意見交換をさせていただくような場面というのが考えられます。

○鈴木委員

そういう意味では部長職であれば、そういった公式の場に出なければならぬのですが、出にくいとか出るのが嫌だと、そういうのは人間的にわかります。しかし、職が職ですから、やはりきちっとやっていただかなければならないことなのです、この部分は。ですから、今回、こういったことがありまして、そういうことから辞退されたとかいう事例はあるのでしょうか。例えばおなか痛いとか、ぐあいが悪いということも含めてですけれども。

○総務部長

各部長がそういった市民と接する場に出ていくケースというのは、大きく分けて二つぐらいあるのではないかと思います。一つは、やはり市長が本来出ていくべきところが他の用務と重なって出られないため、市長の代理として出ていくというようなケース。それから、各部長の責任において出ていくケースがあると思うのですが、今回の事件を受けて、辞退をしたとか、そういったような事例というのは私の耳には入っておりません。

○鈴木委員

この政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会なのですが、我々は議員でありまして、市民の皆さんからどうなっているのか、本当に小樽も恥ずかしいよとか、いろいろなことを言われるのです。それで、その実態を解明し、次にそれが今後起こらないということを考えるためにこの委員会をやっています。それは市民から聞かれたときには、今のこの状態、進捗状況を話しているという状態なのです。

ところが、やはりその一面では、部長や、今回の関係者の皆さんは、いや応なく出ていかなければならない場面があります。そういったときに、当然市民から奇異の目で見られる部分があったり、隣に座られたら一体どうなっているのと、こういうことはどうなのと聞かれたりすることがあると思うのです。我々も説明しますが、やはりそういう機会があったら、それを逃げずにその立場の中でしっかり話していただかなければならないと私は思っているのです。

ですから、ここであえて聞きますけれども、関係者の皆さんの中でそういう場所において今回の政治資金規正法違反問題について問われた場合、どういうお答えをしているのか。例えば今回どういうことがあって、どうなのと聞いて聞かれた場合、どういうお答えをしているかというのを教えてください。それはそれぞれの事例がございますので、お答えになれる範囲で結構です。

○教育部長

今、総務部長のほうから例に出されましたので、私のほうから申し上げたいと思います。

学校再編の懇談会については、何があっても中断するとか、そういうことは考えておりませんので、進めております。今日いらっしゃる委員の方も何か所か参加をしていただき、私のほうでもこの事件に関して申し上げている部分がございますので、そのとおりに申し上げます。

まず一つは、やはり今回の事件に関し、私も含めて部長職が刑事処分を受けたという、そのことによって市民の皆様からの信頼を損ねたということでもありますから、このことについてはまず率直におわびをしております。今、委員からお話がありましたとおり、これはその時点その時点で違う部分があるのですが、一つは議会でこの特別委員会が開催されていること、それから第三者としては、大学教授や弁護士の方で構成されている外部委員会が設置され、そこで原因究明あるいは対策の防止といった審議が行われていること、それともう一つは、この刑事処分を受けた私も含めて職員の行政処分が今後行われるという、その現状については、それぞれ参加された皆さんに話しています。

あと、もう一つ私のほうで申し上げているのは、この学校再編についても、このこういった説明会や懇談会は今年でもう 4 年目に入っていますので、私自身もそういう経過の中でこの懇談会に参加をさせていただいているという、そのことを申し上げまして、具体的な話合い、懇談に入っていくというのが、懇談会の現状でのあり方というか、進め方でございます。

○委員長

ほかの方にもお聞きしますか。そういった場面に立ち会われた他の部長はいらっしゃいますか。よろしいですか。

○鈴木委員

今、一つの例を聞かせていただきました。逆に言えば、本当に針のむしろという部分もあると思います。ただ、実際それをしっかり仕事なり、姿勢なりで返していかなければ。今回、中松市長はほとんどの方をもとの部長職の立場でお使いになりました。それが、とりもなおさず批判を浴びている一つの原因でもあります。逆に言うと、それでいいのかという部分もある中、市民の声ですよ、これは。それをあえてしたということは、やはりその職責をしっかりと全うしていただきたいと思います。それは今言った部長職として職務をやっていただくのはもとより、説明責任も含めて、やはりそういった場に出ていただきたいというふうに考えております。

これから潮まつり等もあつたりします。それこそ我々は、特に市民の前で踊ったりもしなければならぬ部分もあつて、何だ、のうてんきに踊つてと言われるかもしれません。しかし、やることはやらなければいけないと思うのです。そういつて縮こまっていることがすべていいと私は思っておりませんので。これをやったことは本当に悪いことだし、反省してもらつて絶対二度と起つてほしくありません。しかしながら、それによつて市民の目から隠れるとか、そういうことはやめていただきたいというわけです。

◎再発防止について

最後に聞きたいのですが、今回当事者になられた皆さん全員に聞きたいのですが、今後こうしたことが起こらないためには、当事者に聞くのが一番いいと思うのです。何が足りない、そしてどうしなければならないかというのがありましたら、まずこの時点でわかる範囲でそれをお答えください。

○生活環境部参事

一口で言うのは難しいのですが、基本的にやはり我々の職場というのは、公務員という立場で市民のために仕事をしているわけですし、当然中立性も守らなければなりません。しかし一方では、議員の方のおつき合いも含めて、政治の世界と背中合わせにいるわけです。常に皆さんとは接触をして進んでいます。先般の委員会では北野委員から、気を使いながら今まで接触していたという大変ありがたいお言葉をいただきましたけれども、そうは言いながらも、我々は日常的に皆さんからのいろいろな御要望や御要請にこたえてきているという、そういう側面があるのも事実です。細かいことは申し上げませんが、新聞報道等もいろいろされているようですけれども、私はそういったいろいろな今までの、私どもと政党や政治家や政治団体との関係というのもの、やはり 1 回見直さないと、正直なところ、いろいろな意味で抜本的な解決にはならないだろうとは思っています。それはでも一つの面ですから、それだけではないと思います。ただ、このことは非常に大事なことであり、非常にナーバスな問題です。相当慎重に取り扱わないと、まだまだいろいろなことが出てきます。ですから、その辺はこういった委員会ですらどういう形で

話をしていくのか、あるいは外部調査委員会の中ではどういう形で出てくるのか、私もその辺は当事者の一人であり、私の責任は重いわけですから、どんな形で臨むのか、今、自分が持っている自己負罪の拒否権もありますから、そのようなものも考えながら、どういった形で話せるのか考えながら率直に反省をして、もう二度と起こらないような体制づくりのために全面的に協力したいというふうに思います。

○財政部長

この事件がありまして、私も部内で課長職と意見交換などをいたしました、各管理職もみんな反省をいたしておりまして、これからに向かっていかなければならないということで相談をいたしました。まず短期的には、私たち職員全員が法令遵守というものについて再度認識を深めるために、その部分で何かしらの行動を起こさなければならぬということが一つでございます。

それから、どういう方法がいいかわかりませんが、外部の方の目を何がしかの形で行政の中に入れていくという方法も研究していく必要があるのではないかと。また、職員からの声が上がりがやすくなる環境についても、どういう形がいいのかみんな考えて、よりスムーズな意思疎通ができるようにしていく必要があるのではないかとという意見交換をしたところでございます。

○生活環境部長

今段階で何が足りないかと言われれば、何もかも足りないのかなというふうには思っておりますが、まず何よりも法令遵守を含めて公務員倫理の欠如、これに尽きるのかなと思いますので、もう一度そこら辺を正していきたいと思っております。今回の委員会もそうですし、これから外部調査委員会もありますので、そこら辺の進め方といいますか、問題意識、原因、そういったことも我々としては十分とらえて自己反省していきたいと思っております。

○医療保険部長

今回、大変な事件になり、私どもも刑事罰を受け、反省しておりますし、事件にかかわらなかった職員にも非常に迷惑をかけてしまったのですが、今いる職員、当然我々も含めまして、当面まずこのようなことは起きないのかなというふうに思っています。もちろん私自身も十分勉強しましたので、大丈夫だと思うのですが、こういうことを将来にわたって二度と起きないようにということが大切だと思います。それにつきましては、今後、職員研修や所管、部局等での研修もこれからずっと続けていくと思っておりますし、私どもも声を上げていきたいと思っておりますので、その辺は大丈夫かなというふうに思っております。

○福祉部長

先ほど小貫委員の質問の中でも少し申し上げましたが、私のほうで職員には、人の言うことを信じるなということを申し上げています。これは堀口大学の訳詩集、「月下の一群」という詩集の中にありますけれども、人の言うことを信じるな、私が言ったことを疑って調べてから、それから動いてほしい、そのことを申し上げております。

○建設部長

今回の事件の後に、部内でも管理職にいろいろな話をしてきました。その中で、部下との信頼関係という部分では、個人的には十分な信頼関係を築いていたと思っておりましたが、それは自己満足であったのだと、こんなような気持ちを今持っております。そういった面では管理職も一般職も含めて、もう一度、部の信頼関係の構築をいかにしていったらいいのかというのが、まず内部的にひとつ大きな課題であろうかというふうに考えています。

もう一つ、我々の部というのは、市民や業界など外部の方と、いろいろな形でのおつき合いというものが非常にあるところです。そういった中、いろいろな面でわずかでも疑惑が起きないような形で、日常的な仕事の仕方でも、もう一度反省を込めてやっていかなければならない、こういったことが喫緊の課題ではないのかと思っております。そういった面ではもう一度気を引き締めて、今、部下ともども我々の部ではそういった形で進めていこうと、こういうふうに思っているところであります。

○消防長

今回の事件を通しまして、やはりこういうことは二度とあってはならないし、これから先、何十年先にもなりますが、小樽市役所としてこういったものをずっと起こさないようにしていきたいなと思っております。それと私が今回いろいろな面で思ったのは、やはり法令遵守の面も当然ありますが、その前にまず公務員としての倫理面、それをもう一度再確認したいなど、そのように思っています。

それと、やはり物事は何でも踏みとどまって、そこで法令面などいろいろなことについて改めて調べ直したり、あるいは聞いたりするような場面も持っていかなければいけないなと思っております。それとまた職員との風通しのよさ、そういったものも研究し、これを教訓として二度とこのようなことを起こさないようにしていきたいと、このように思います。

○教育部長

5月末からいろいろな報道があり、私自身としてもいろいろな事情聴取等があったわけですが、その間、教育委員会でも何回か課長会議というものもございますし、人事異動もございましたので、異動する職員それぞれに話をする機会もありました。それで、私自身が言うということがどうなのかということはもちろん前提としてありながらなのですが、教育委員会にもさまざまな職種、いろいろな仕事がございます。ただ、これは私も含めてなのですが、みんな公務員ですから市民にサービスを提供する商売だというふうに思っております。その意味では、市民にサービスを提供することというのとは一体何なのかと。例えば施設であれば施設でのやり方、あるいは事務職場であれば事務職場のやり方、仕事は違うのですけれども、もう一度公務員が市民にサービスを提供するという、このことの中身についてみんな考えてみようと、そんなようなことを申し上げています。これは私自身も含めてですが、公務員が行うサービスという、そのものについて考えていかなければならないと、そんなふうに思っております。

○鈴木委員

今お聞きしたことを本当に参考にします。そして、いみじくも生活環境部参事がおっしゃいましたが、我々もしっかり襟を正してやはり政治団体として向き合っていかなければいけないのだなということ、自民党総意ということにはちょっとならないかもしれませんが、私は思っております。やはりそういった意味では、今までいろいろお願いしたりなんかする部分もたくさんあったのだろうなど。そういった中でそういう体質もつくられてきたのかなと。そういうことは今回、本当にきっちり改めながらやっていこうというふうに思っています。ですから、本当に二度とこういうことのないように一緒に頑張りましょうということで終わらせていただきます。

○上野委員

◎イベントチケットの売買について

まず、前回の委員会で成田祐樹委員が質問していた内容にあったと思うのですが、以前はパーティー券だけではなく、いろいろなイベントのチケットなども市役所に持ち込まれることがあったということでありました。この事件があった後、今日までですけれども、パーティー券だけではなく、こういったイベント関係のチケットの売買があったか確認をさせていただきます。

○（総務）総務課長

私ども総務課で把握している範囲では、そういうことのお話は聞いておりません。

○上野委員

◎再発防止のガイドラインについて

なぜこの質問をしたかという、皆様方反省されておりますし、こういう事件が起きている中で今は当然、そういうことは起きない、起きる可能性が少ないと思いますけれども、今後またパーティー券だけではなく、いろいろ

なチケットが来る可能性がないとは言えないわけでありませぬ。そしてまた、皆様方もいずれは市役所を退職して、また新しい方が市の職員になっていく中で、どこまでのチケットがこの市役所の中で販売されても構わない。そして、どのチケットはいけないというようなある程度のガイドラインというものがないと、これは再発防止にもかかわってくることですけれども、そういうガイドラインというものを、現在、準備をしているのか、庁内で考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○（総務）総務課長

今のところ、どの種のイベントチケットやほかのチケットが販売されているのかという実態も押さえておりませんので、その辺は今後の研究課題として整理させていただきたいと思ひます。

○上野委員

これはぜひとも早急にやっていただきたいことでもあります。やはりこの庁舎内には働いている方も大勢いるわけですので、その人たちの認識には温度差があると思ひますので、ある程度の基準というものを定め、またそれを市から小樽市全体に示すことによって、この問題への一つの取組をしているということになります。前向きに進めていくことがまず一つ大事であると思ひますので、その点、なにとぞよろしくお願ひいたします。

◎職員分限懲戒審査委員会について

職員分限懲戒審査委員会が23日から始まっているということですが、どのくらいのペースでこの委員会が進められているのか、お尋ねしたいと思います。

○（総務）職員課長

分限懲戒審査委員会が始まった日については、こちらのほうでは申し上げていないのですが、今月中旬以降、開催してございます。ただ、1回で終わるのか、何回かで終わるのかというのは、そのときの審査の状況によります。今回は必要な書類の指示がございましたので1回で終わりますが、それを作成して再度開くことを予定しているところではす。

○上野委員

ちょっと認識が違って失礼いたしました。

それでは、その委員会がいつ終わるのかということは、その委員会の中でのお話次第で、外の人間にはわからないと、どれぐらいのところで閉めるのかというようなことは認識できないということなのではすでしょうか。

○（総務）職員課長

結論が出た段階で、その審査委員会自体は終了します。それを市長に答申して、市長がそれでよしとすれば、それで処分が決定するという形でございまして、処分が決定して職員に通知した段階で速やかに公表しますので、その段階で皆さんにお知らせするという手順になるかと思ひます。

○上野委員

先ほど北野委員からの質問の中にあつたと思ひますけれども、今回の事件は他市に例のないという事件でございまして。その中で職員分限懲戒審査委員会は今、職員5名で構成されているということですが、やはり前例のないものでありますので、この調査委員会の中で、法律の専門家とか、そういう外部の方からヒアリングとか、意見をもらうようなことというのはないのでしょうか。あくまでその5人の中ですべて決めるのでしょうか。

○（総務）職員課長

市長の諮問機関の委員の規定の中では、市の職員で構成することになってございまして、基本的には外部の方を入れるということは予定しておりません。

あと、例なのですが、先ほど北野委員がおっしゃっていたのは、私どもの指針の中では、標準的な量定として当てはまる例がないと。ただ、そのとき答弁させていただいたのは、他都市の例としては公職選挙法で2件ほど、それと政治資金規正法絡みで3件ほど実例もありますので、私どもは、そういった例も示しながら御判断いただくと

いう形でございます。

○上野委員

では、あくまでその 5 人の中でいろいろな情報を収集しながら作業をしていくということになりますので、これに関して市長に答申をしていく中で、当然でありますけれども、市長だけではなく市民に対しても説得力のあるものであることと思いますが、なにとぞその点、慎重な審査というものを委員になっている職員の方々にはしていただくよう、切にお願い申し上げます。

◎市役所の体質改善に向けた取組について

次に、先ほどの鈴木委員の質問と少し重なるのですが、この事件で一番問われている部分です。平成23年6月21日の北海道新聞の中の一文なのですが、7日にマリンホールで行われた講演会の中で北大の宮脇教授がこのようなことを言っております。「長年の弊害、悪癖は、市役所独自のメガ社会の中で常識化していたのではないかと話して、「不祥事の出した今こそ改革のチャンスだ」という、そういう言葉を述べております。本日も傍聴者の方多くいらっしゃっていますが、やはりこの市役所の今までの体質という部分が一番問われているのではないのでしょうか。傍聴されている方をはじめ、私も含めて小樽市の皆さんは、この市役所というもの、市というものがこれからどうなっていくのかということに非常に憂いでいるからこそ、このようにこの事件を非常に重く受け止めていると私は認識しております。

やはり問題は、その体質というか、一人一人の今までの行動というものにもかかわってくると思うのですが、この点に関して、各部長をはじめ職員一人一人が、法令遵守は当然なのですが、それだけではなく、今までの体質も含めた中で、今後、部署内でもどのような取組をしているのか。もしかだしていなかったら、今後どのような取組をしていくのか。法令遵守だけではなく体質そのものも含めてどういう取組を考えているのか。先ほど教育部長から、市民サービスは何なのかということを考えていかなければならないというお答えがありましたけれども、ほかの部長はどのようなことをお考えなのか、行動しているのかということをお尋ねしたいと思います。

○生活環境部参事

市の職員は今トータルで千六百何人います。私が入ったころの約2,600人と比べると、1,000人ぐらいの人数が減っています。そうした状況で行政課題がふくそうする中、市の職員はそれなりに皆さんが一生懸命、ある意味では法令遵守も含めて、仕事を進めているのだろうという認識には立っています。少ない人数の中で、どう市民サービスを守るかということに常に頭に置きながらやっているというのが、これまでの実態ですし、現在もそうだと思います。ただ、今回起きた事案なり事件について、これは何回もおおびを申し上げますので、ここでまた改めて申し上げますけれども、私どもが起こしたことについては、それは事実としてある。ただ、ほとんど99パーセントの職員は一生懸命やっておりますので、そこのところは十分御認識をいただきたいと思います。

ですから、私は、少なくとも地方自治をめぐる状況を考えれば、これからのいいことはないと思います。どんどん財政的にもいいことなんて一つもないわけですから、少ない人数でいかに市民サービスを守っていくかという、そういう視点に立ちながら、やはり市の職員が持っているノウハウ、あるいはパワーというのはかなりありますので、それをやはりうまく引き出して、私もこういう形でまだ少しありますので、私自身の、期待はされていないのかもしれないかもしれませんが、持っている今までの経験等も生かしながら、少しでもこのまちにパワーを与えながら、何とかこのまちが少しでも再浮上できるような、そんな取組に私としても参加をさせていただければなというふうに思っております。

○財政部長

市役所の体質というお話でございましたけれども、この事件を発端として、私ども市役所の中の体制のどの辺に問題があるかということは、改めて全職員が考えなければいけないのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、私は自分の部の管理職と意見交換をさせていただきました。人事交流で北海道との間でも交流が

ありますけれども、そのようにいろいろな違った目で見えていただいて、欠けている部分、おかしいと思うところを出していただき、指摘をしていただくのも一つでしょうし、こちらから出て行って、いろんな方と意見交換する中で、自分たちの至らないところ、おかしいところを見つけてくるのも一つなのかもわかりません。その辺の取組を、私の所管のところでは、これからではございますけれども、一つ一つできることからやってみたいというふうには思っております。

○生活環境部長

体質改善ということですが、先ほども言いましたが、一にも二にも公務員倫理の欠如が挙げられます。今後、市民のほうを向いた市政をなお一層進めていかなければならないと。そうしなければ市民の信頼は回復できないと思っております。

ただ一方で、先ほど委員から御質問のあったとおり、いろいろなイベントのチケット等も回ってきます。そういった中で幹部職員といえますか、管理職で対応している、いわば仲間意識で何とかさばっていくというような現状もありますので、係員も含めて部内の風通しをよくして、対応を心がけながら市民と向き合って進めていきたいと考えております。

○医療保険部長

私が所管する医療保険部の立場ということで話させていただきたいのですが、医療保険部は四つの課があるわけですが、すべてが市民と接する窓口職場でございますので、常々職員には市民を一番大切に思って仕事をしたいという話をしております。関係法令の勉強を十分にして業務に精通するとともに、親切丁寧、そして優しい対応をしてほしいという話をしているわけです。これまでもこういう話は前市長からもずっとしていただいているわけですが、なかなかそれが浸透していかないという部分があります。やはり市民を一番大切にする、市民を大切にしなければ自分たちの存在価値がないのだという認識の下で業務をしていってほしいということ、これからは職員をお願いをしていきたいというふう考えております。

○福祉部長

まず、福祉部の立場から申し上げますと、これまで一般会計はずっと赤字でしたので、私どもは小樽市の福祉施策について毎回議会で「やらない理由」を市長答弁として書いてまいりました。このことをこれから改めていくようにしてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、北海道新聞の記事で「例えば」と私ども福祉部の親睦会のお話をお書きいただいておりますが、今回のパーティー券だけではなく、そのほかのイベントチケットなどもそこで買い上げていて、本人が自分で負担しているということの痛みがなかった、そのことが今回のことにもつながったということで、今回の人事異動を機に解散をいたしましたことを報告申し上げます。

○建設部長

市役所の体質という話でしたが、パーティー券販売ということについてうちの部に限って言えばどうということが問題であったのかというのが、なかなか私自身も判断が付きません。今、外部調査委員会等々の中でそういった部分については説明をされていくのだろうというふうに思っておりますので、そういった部分も含めて反省するところは反省をしていきたいと、こういうふうに考えております。ただパーティー券販売のことだけではなく、部としては、この間いろいろな公共事業等々を抱えており、大変忙しい思いをしています。ある課では、月100時間を超えるような時間外勤務をしてでも何とか早期発注を行い、それから市民の皆様が安全で安心なまちをつくって暮らしていただこうと非常に努力をしています。そういった部分では、今回のパーティー券事件は確かに反省すべきところは反省をしなければなりません、そういった管理職以外の一般職を含めた非常に多くの職員は努力をしているということだけは、理解をしていただければというふうに思っております。

○消防長

消防職員につきましては、110パーセントの仕事をしてもらっています。特にこの3月に震災があつてから、小樽市の安全・安心のほかに東北地方の支援もいたしまして、職員は大変よくやっております。市役所の体質を変えるという話になりますと、当然、私を含めた管理職の倫理面をもう一度きちっと改めて見直し、それから先ほどの答弁と重なりますけれども、やはりいろいろな場面で踏みとどまって、法令そのものを改めて調べ直すとか、そういったことも必要ではないかと思えます。いずれにいたしましても、職員は一生懸命やっておりますし、今後、市民のサービスを低下させないように、これまで以上に小樽の防災のために尽くしていきたいと、このように思っております。

○教育部長

体質ということで前段に生活環境部参事からも答弁がありましたけれども、市役所の体質という言葉ですから、市役所の多くの職員が固まって一つの生き物になっているその体質というとらえ方なのかなというふうにも思っております。前段で申し上げました市民へのサービスというのは、何なのかをもう一回考えてみようというのは、文字どおり一人一人考えてみようということで職員にも申しております。ただ、私自身それについて、今、ああだとか、こうあるべきだとかという結論を出すというつもりはございません。

それともう一つは、外部委員会が設置されて、事件の原因調査ということが行われます。きっとそこでは、文字どおり市役所の多くの職員が固まった体質というものが、外から見てどういうふうに映るのか、そういったことの報告もいただけるのかなというふうにも思っておりますので、私自身、一つは内部的なこととして、もう一つは外部委員会の目から見た市役所ということについて、私個人としてもきちっと見て、その報告書なりもきちっと見ていく必要があるのだろうなというふうにも思っております。

○上野委員

時間になりましたので、もう質問はいたしませんけれども、今、努力の一端あるいは思いの一端を聞きました。体質というと大きなことかもしれませんが、最終的には市職員皆さん、お一人お一人のお心だと思います。今、思いを述べられました、それは一つ一つの言動かもしれないし、振る舞いかもしれません。どういう形でそういうことを変えていき、変わっていくかによって、大きな体質も変わっていくのだろうと考えます。小さなことからすけれども、何か少しずつ前向きに進めていくことを切に望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時30分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

初めに、前回の委員会で政治資金規正法についての認識がなかった、全く知らなかった等々、各部長から答弁がございました。そのときにもちょっと取り上げさせていただいたのですが、庁達、通常通達と言われるものですが、この庁達の内容を読んでも、やはり今回の政治資金パーティーの券に関しても何かしらの、これはちょっとまづいのではないかということが感じ取られたのではないかというふうにも非常に強く思っております。

改めて内容を抽出して読ませていただきますけれども、「地方公務員法により政治的行為が制限され、さらに公職選挙法により地位利用による選挙運動等が禁止をされている。この度の選挙に当たっても、市職員がこれらの規定に反して責任を問われ、あるいは、これらの規定に違反しているがごときの疑惑を招くことのないよう服務規律の確保に格段の配慮をするとともに、所属職員に対してこの旨周知徹底を図りたい」というような内容の庁達が出ております。前回の委員会では、この庁達に関しては慣例で選挙があるごとに庁内にメールで送信されているというお話があり、やはり意識自体がしっかりしていれば、本当に防げた事件だったのではないかなというふうに非常に残念に思っております。

◎庁内メールの事務的流れについて

そこで、少しお伺いをしたいのですが、庁内メールなのですけれども、外部からもいろいろな制度改正ですとかが流れてくる、こういうことを各職員に伝える手段として、この庁内メールを使っていることが多いのかなというふうに思っております。この庁内メールに関しての事務的流れについてお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

市役所にはそれぞれの部署に、国や北海道の機関、主に北海道からですけれども、制度改正ですとか法律改正が予定されていますというような形で文書が届きます。従来は紙ベースでしたので、郵送については郵便局から総務課のほうに全部来まして、総務課でその封を開け、中を確認して、それぞれ所管の課に行くように、総務課にそれぞれの課の棚がございますので、そこに入れておりました。

最近は電子化されており、今まで紙ベースで来たものが、道庁や国から直接、所管の課なり部にメールが入るような形になっています。それを各所管課で受けて、制度内容を市民の方への周知が必要であれば市民の方に周知をする形の措置をとりますし、庁内の職員に周知が必要な場合は、庁内メールで庶務担当課経由か、内容によって全職員に周知したものがよければ全課メールとそれぞれの課の判断で情報を、市役所全庁的に流しているという状況になってございます。

○千葉委員

今御答弁があったとおり、各課で判断をしているということで、理解をいたしました。

では、今回出された庁達第 1 号「統一地方選における職員の服務規律の確保について」では後段で所属職員に対してこの旨周知徹底を図りたいという内容になっているのですが、これはパソコンをお持ちの方全員に送信されたものなのか、それとも各幹部なり、課長以上に配信されたものなのかについてはどうなのでしょう。

○（総務）職員課長

前回の委員会で秋元委員の御質問でも答弁していたかと思うのですが、これにつきましては各課長あてではあるのですが、全課メールで送っておりますので、通常であれば全部の職員の個々のパソコンに配信されているというふうには思っているところでございます。

○千葉委員

この庁達のメールもそうですけれども、北海道から直接来たメール等々を必要な職員に配信をしました。した後の状況確認というのはなかなか難しいと前回の委員会では御答弁されておりましたけれども、その課自体ではきちんと確認をされているという認識でよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

送信されなければ通常戻ってきてわかりますから、送信されていること自体は間違いはないのかと思います。

○千葉委員

見たか見ていないかということは確認が難しいということですか。

○（総務）職員課長

前回は申し上げたのですが、以前であれば、紙ベースで配っていましたので、必要に応じて各課でコピーするな

りして、全部の職員に机から机へ回覧という形で判を押して回しましたので、必ず見ていると思っていましたけれども、こういうメール環境になりますと、メール自体は来ているのはわかっている、添付ファイルを開かなければ見られない状況でありますので、それはもう一度基本に立ち返って紙で配るなりして周知する方法を考えたいというふうには思います。

○千葉委員

紙にしてもメールにしても、やり方は違っても見なければ意味がないとすごく思うのです。今回のこの庁達にしても、ほかに年末の飲食にかかわることですとか、交通事故ですとか、一般の方々にとっても言われなくても、皆さんもそうだと思いますし、通常守らなければいけないことというのはあると思うのです。でも、公務員であるということから、しっかりとこういうことに関しては規律を正してほしいということで流される、ある意味、確認の庁達であり、お知らせであると思うのです。その件に関して、見たかどうかの確認が難しいですとか、紙ベースにしたらというお話もありますが、結局は職員一人一人が公務員であるという意識がなければ、どんな仕事でもなかなかよくなるのかなというのが正直なところなんです。ですから、市役所というのは部がいろいろありまして、それぞれの部が、全然違う会社のように見受けられます。その一つ一つの部の中に、さらには一つ一つの課、そしてまたグループなどという、いろいろな体制をとっていますが、どなたかがきっちりと責任をとりながら、いつもの慣例であると言われているこの庁達についてもそれぞれがしっかり確認をしたか、「これ確認したかい、見たかい」この一言で皆さんに周知できるのかなというふうに思うのです。その辺についてこれからどのように考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長

今、千葉委員の御質問では庁達の話が出てきていますけれども、庁達にしろ、私どもがこれから策定をしていこうという再発防止策につきましても、やはりきちっと守られるかどうかということが一番大事なところではないかなというふうに思っております。どんな手法をとりましても、見たというだけではなく、それが実行されるかどうかということが最も大事なことだというふうに考えておりますので、今後、再発防止策等を検討していくことになるわけですが、それとあわせて、どういった形が有効なのか、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○千葉委員

◎イベント等のチケットの扱いについて

次に、先ほどからお話がありますイベントなどのチケットについて質問します。先ほど、今回のパーティー券の後はないというお話もありました。前回の委員会では、非常にたくさんの種類があるというお話をお伺いして、そのチケットの売買自体も、課長以上のクラスで行われているとか、そういう行為が庁内で普通に行われていること自体を目にする部下の職員が目というのがあることを考えると、そういうものに協力すること自体、私は市民の皆様のイベント等に協力することを否定するものではないのですけれども、今回のパーティー券もそれと同じように行われているというようなことがあったら、やはりこのイベント等々のチケットに関して、少し整理が必要なのかなという感想を持っていますが、その辺についてはどうでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほど上野委員にも答弁しましたが、実態として全庁的にどういったチケットが扱われているかというのをまだ把握しておりませんので、その辺を把握しながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○千葉委員

ほかの自治体では、内規をつくって庁内の販売に対して規制をしたりするところもあるというふうに伺っております。このイベント等々のほかにも政治絡みの部分ですとかいろいろあると思いますけれども、その辺も含めて本当にしっかりと整理をしていただいて、今後どのような形がいいのかということをお伺いしたいというふうに思

います。

○秋元委員

今日は、選挙管理委員会の事務局長と次長に出席をさせていただいております。ありがとうございます。

◎内部通報制度について

初めに、選挙管理委員会に質問する前に、先ほどの自民党鈴木委員の質問の中で、生活環境部参事からこれまで上司の不正などについての相談は数件あったというふうに御答弁があったと思うのです。前回の委員会で私は、職員の中で何か問題があったときにその問題を通報するという、小樽市の内部通報制度について質問したところ、これまでその制度の利用はゼロ件だったというふうに伺ったのですけれども、先ほどの御答弁は数件あったということだったのですけれども、その制度のことなのか、違うのか、その辺はどうでしょうか。

○生活環境部参事

ちょっと認識が違うと思います。上司の不正についてと言った覚えは一切ありません。そういうお話ではなかったと思います。いろいろな相談があったとき、あるいは懲戒処分にかかわるような事前の行為、例えば職場の中でなかなかうまくいかないですとか、先ほどの例としてはセクハラだとかパワハラの話がありましたけれども、そういった相談は現実としてありました。私も経験しています。そういう行為があつて、相談されることは何回かありました。それは当然懲戒処分まで行く場合もありますが、その事前にやめれば一番いいことですから、私自身がそのしかるべき管理職に会って事情聴取をして、やめてもらったこともありますし、いろいろなことがありました。それが内部通報制度とどうリンクするかというのは別で、実態の話として、そういうことは何件かあったと、そういうことを申し上げました。

○秋元委員

わかりました。ではこの内部通報制度の状況について先に質問します。先ほどは私の聞き違いで、上司に特化した話だと思ったのですが、そうではないということでしたので、そもそも内部通報制度というのはどういう制度で、どういう手続をとるのでしょうか。例えばメールを送るとか、掲示板などにアップするものなのか、それともだれかに手紙を出してこういうことがあるということを報告するものなのか。まずこの制度自体がどういうものなのかお答えいただけますか。

○（総務）職員課長

前回は申し上げましたように、今まで事例がないものですから、なかなかイメージがわからない部分はあるのですが、市で定めている処理要綱がございまして、それによると、条件としては法令等に違反する事実があった場合、又は人の生命、健康、財産、生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれがある事実があった場合、それと市の事務事業に係る不当な事実があった場合、これらに該当した場合に、職員がいわゆる私的利益を図る目的でない場合に限り、原則として実名で、様式も定められていますので、それで通報する、私どものほうに申し出るということになってございます。

○秋元委員

まず、様式があるとのことですが、その用紙を使って申し出るのは、だれがどういう手続で受け取って、それからどういう手続を踏んで、例えば罰していくとか、調査を進めるとか、そういう順序というのは決まっていますか。

○（総務）職員課長

通報を受ける窓口は、私ども職員課の人事係になっております。人事係に書面、ファクス、電子メール、お会いしてお話をする、そういういずれかの方法で決められた様式に沿って報告するという形になります。

それで、それを私どもも事実関係を調べなければなりませんので、それを調べる委員会、副市長を頭にした5名ほどで委員会をつくってございますので、その5名で中身を調査し、その結果、事実があるとした場合には、是正

措置を図る。それとともに、いわゆる不正などを行っている職員がいましたら、その職員に対しては、職員分限懲戒審査委員会の中で処分をする。そういった流れになってございます。

○秋元委員

実名でなければならないのは、どういう理由なのでしょう。私は職員の立場から考えますと、例えば自分の上司の場合、なかなか自分の実名を出して訴えるというのは、非常に勇気が要ることだと思うのです。そういう部分から考えると、今までゼロ件、たしか平成18年度から施行されているということでしたが、ゼロ件というのなかなか通報しにくい制度であるからなのかなというふうに思うのです。確かに実名を伏せてしまうと、何でもかんでも言ってしまうというような場面もあるのかもしれませんが、実名でなければ調べられないという理由はないのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

委員もおっしゃるように、実名でなければどうしても個人に対する誹謗中傷的なものですか、いわゆる怪文書的なものになってしまうわけですから、我々はそれに対してどこまで対応するのかという部分も出てくるわけです。

もう一つはその職員自体を守るために通報するという、そういう趣旨でできたものですから、やはり実名を持って、責任を持って通報していただく。だから、こちらとしては通報してくれた方に対しては、しっかり守るという制度だというふうに理解しておりますので、やはり実名でやるしかないというふうに考えております。

○秋元委員

これは全職員の方にはなかなか周知はされていないのかなというふうに思うのです。先ほど庁達の件で千葉委員のほうから提案がありましたけれども、この制度についても、どういうふうに全職員に知らしめていくのかということについて何か考えていますか。

○（総務）職員課長

前日も周知の仕方について御質問がございまして、まだ具体的な考えには至っていないのですが、今後、いろいろな部分で法令遵守なりの再発防止策を講じる中で、こういうものも含めて周知できればなというふうには思っております。

○秋元委員

わかりました。次に行きます。

◎選管の政治資金規正法に対する知識と指導について

今日はせっかく選挙管理委員会の方に出席いただいているので質問します。初めに、政治資金規正法というのがありますけれども、これに対する選挙管理委員会のかかわり方といいますか、この法に照らして選挙管理委員会がだれに対してどういう指導をしていくものなのでしょう。

○選挙管理委員会事務局次長

政治資金規正法でございますけれども、一義的にこの各種届出及び実施に当たっての指導機関といいますのは、都道府県選挙管理委員会がその任に当たることになっております。ですから、私ども市選挙管理委員会として、法律上の職責で個々の候補者に、こうだあだという形での指導は基本的に行えない形になってございます。

○秋元委員

候補者ということでしたけれども、これは選挙に立候補する候補者に対してだけなのでしょう。例えば今回は市職員が政治資金規正法に抵触して処罰されたわけですが、市の職員とか市民に対する政治資金規正法の周知というのは、北海道がやるもので、市の選管としては関係ないものなのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

周知に関しまして、私どもの事務分掌上には入ってございませんけれども、これに関して北海道のほうから各種パンフレット等の送付があり、それに基づいて周知願いたいという依頼があった場合には、それぞれ市の窓口等に

設置をして周知をするようにはしてございます。

○秋元委員

そこで聞きたいのは、前回の委員会でも質問させていただいたのですが、新聞報道では山田前副市長が4年前、選挙管理委員会から注意されたという記事が載ってございましたけれども、後日、山田前副市長が会派に説明に回った際には、実は選管から注意されたのではなく、自分の親しい野球部ですとかゴルフクラブの人たちに配った際、後日、注意されて回収したと。その旨を自分の部屋に仕事中に選挙管理委員会の方が来たときに聞いてみたところ、それはまずいのではないですかということでしたが、もう既に回収した後だったので、記憶に残っていなかったという説明をされたのです。そのとき伺った選挙管理委員会の方はだれかということは聞きませんが、こういう話は、その後、選管の中で聞いたことはありますか。

○選挙管理委員会事務局長

今のお話ですが、私は昨年の4月に現在の職になりましたけれども、今回の事件があり、うちの職員の中で10年以上その職にある者おりますので、いろいろ聞いた中では、そのようなこともあったかなという、あやふやな記憶でありました。そういう記憶もあるけれども、直接自分がそういう行為を見て、副市長に対して注意し、申入れをしたと、そういうことではないというふうに聞いております。

○秋元委員

その際、前副市長は野球部ですとか、ゴルフクラブの方に配って、後で回収したということだったのですけれども、前回も少し質問させていただきましたが、今回パーティー券を購入した方の中に、4年前当時、野球部やゴルフクラブに所属していた方がいたかどうか調べていますか。

○（総務）総務課長

現在、そうした実態は調べてございません。

○秋元委員

次回までに調べていただきたいというふうに思います。

それで、選挙管理委員会の方に、先ほど伺いましたところ、そういう話を聞いたような覚えはあるということだったのですけれども、例えばこれまで公職選挙法ですとか、政治資金規正法に関連して、選挙期間中以外でも選挙期間中でもいいのですが、職員の方からこういうものはどうなのかというような問い合わせというのはあったのでしょうか。

それと、市民の方から問い合わせがあった場合には、どういうふうに対応していますか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙時期以外で職員等からのそういう相談というものは、今のところ私の記憶ではございません。

また、市民の方からにつきましては、選挙時期に限らず、その都度電話等での御相談はございます。その点に関して私どもで直接答えられる範囲内については、その場で答えを申し上げております。

○秋元委員

ここで伺いたいですけれども、小樽市役所の中で政治資金規正法を一番理解している、知識を持っているという方はどなたなのでしょう。

○総務部長

大変難しい質問でして、答えることは難しいと思います。

○秋元委員

私は選挙管理委員会の方が一番わかっているのではないのかなというふうに思ったのですが、そうではないということなのですね。私たち議員も、選挙期間中には選管の方にはいろいろと、何度も詳細にわたって確認させていただいております。

ただ、1 点気になったのは、業者の方から、あまり選管に電話しても正しい内容はわからないという指摘がございました。それは局長や次長に聞かないと、ほかの職員の方に聞いても言っていることが違うということが過去にもあったということで、私も非常に困惑したことがあったのです。それで今は、政治資金規正法に特化して伺いましたけれども、市職員の方には公職選挙法は、先ほど庁達の中でも徹底しているとありましたけれども、政治資金規正法に関しても、本当はぜひ徹底すべきなのかなというふうに思います。公職選挙法にかかわる中身については、山田前副市長名で庁達を出しておりましたけれども、この中身は、選管として一切校正もしないのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

あくまでもあの文書というのは、市長部局から出ているものでございまして、行政委員会である私ども選挙管理委員会が関与する文書ではございませんので、私どもはその文書校正に関してタッチしておりません。

○秋元委員

何というか、そこが非常に不満に思うところなのです。先ほど来、ほかの委員の方からの質問に対し、各部長の皆さんからは再発防止に取り組んでいくというお話があったのですが、これは防止していくのではなく、あつてはもう困るわけで、二度と絶対行ってはならないというふうに思います。

その上で、選管がなぜ今回抑止力にならなかったのかというのを非常に疑問に思うのです。確かにわからないところでやっていたらどうしようもないのかもしれませんが、でも聞くところによると、特に個室で販売していたということではなく、例えば課長の机に行って販売していたという方もいらっしゃいますから、本来であれば周りにいた人たちも、気づいて当然なのかなと思います。ほかのいろいろな券と一緒にされているのかもしれませんが、気づくべきなのではないのかなというふうに思うのです。その上で、選管としてのかかわりというのはどこまでできるかというのは、これは非常に難しいのかもしれませんが、選挙管理委員会としてのかかわりというのは、今後どのように考えられますか。

○選挙管理委員会事務局長

今、選挙管理委員会として気づかなかつたのかという御指摘ですが、選管としては基本的に、法に抵触する、あるいは違反のおそれがある、あるいは適法でないというものに対して注意、指導していくという立場をとっております。これは選管自身が取締り機関でないということもありますし、現在の法律の解釈についてもすべて、そのまま答えが出せるかといったら、例えば急な問い合わせなどにつきましても、私たち自身の中でなかなか答えが出せないものも結構あります。もちろん選管の職員の中には10年以上いるベテランもおりますから、知識として十分持っている者はおります。ただ、選挙が実際に準備され始まっていくような段階になりましたら、現在の職員の中でそれぞれの役割を決めて、責任というか業務を振り分けてやっている中で、なかなか職員全員が同じレベルで知識を持っているのは難しいというのが現実でございます。

ただ、やはりそのような中でも、いろいろな先輩の残していった資料もございまして、そういうものを選挙がない時期にきちんと整理しながら、職員も含めていろいろな形で啓発とか、勉強会とか、そのような形ができたかなという、そういう反省は持っています。

○秋元委員

なかなか難しいのですが、全市民に対して選挙違反はいけないということを、選挙のたびに当然広く知らしめているわけです。職員の数というのは1,000名を超えていると思いますが、市民の数、有権者の数というのは、その何十倍にもなります。では、市民に対して選挙違反はいけないということを知らしめていく立場の選挙管理委員会が、ただかかと言ったらおかしいですが、1,000名ぐらいの職員に対して、法の遵守というのを一番に求めていかなければならないのではないかとこのように思います。いろいろと考えていくというお話でしたが、どういう角度で考えられるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

たまたま手元に、東京都選挙管理委員会事務局で出している「地方公務員と選挙運動」という題名のものがございまして、東京都ですから相当数の職員がおりますので、統一地方選挙のときにやはりいろいろな形で政治活動にかかわるようなことが、もちろん選挙の手伝いというのものもあると思いますけれども、そんな形のことがありますので、改めて実務講座、いわゆる研修会みたいな形で文書を出しているということでございました。私どももそれを見て、こういうものもあったのだと思いました。やはり実際の選挙になれば、市職員の半分ぐらい、事務職を中心としてかなりの人数が選挙に携わっていくという形になりますので、やはり機会を見て職員も研修などが必要かなと。もちろん臨時職員や嘱託員などについてはその業務について別途、説明会等をしております。市職員では、選挙事務や開票事務の責任者になる方については集まった中で、十分な話し合いとか研修的なことはやっているのですが、職員はほかの業務を持っている方が全部ですので、なかなか十分に行き渡らないという面もございまして。今後につきましても選挙のたびごとに、できる限りいろいろな機会を見つけて、十分に周知し、今回のような新しい出来事が起きた場合、そういう事例も含めて職員に対して周知できるような何らかの形を検討していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

わかりました。今回、私たちはいろいろな市民の方と会っていますが、前回の委員会では、非常に厳しい意見がある話をさせていただきました。しかし実は市民の中には、早く次に踏み出してほしいという声もあります。ぜひ市長には部長の皆さんと、今いるメンバーでできることをしっかりやっていただきたいですし、今後、分限懲戒審査委員会でさまざまな議論をされて、今後の処分も検討されていくと思います。私たちのこの委員会も、いつまでもだれが悪いということではなく、しっかりと再発防止に向けた議論をしていかなければいけないというふうには思うのですけれども、まだまだ市民の中にも非常に意見を持っている方もいますので、全議員がしっかりとこの意見を受け止めながら、また委員会のたびに発言させていただきたいと思います。

今日は選管の方に来ていただいて、いろいろと意見を伺いましたけれども、ぜひどんなことがあっても、再発は防止していかねばなりません。実は先ほど北野委員から横浜市の件がありましたけれども、横浜市は結構繰り返しているということもありました。そんなことがあってはならないので、ぜひ、しっかりと再発防止に向けて、これから議論をしていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

公明党の質問を終結いたします。

この際、選挙管理委員会の理事者が退席いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

各委員からいろいろな質問が出ておりますので、できるだけ重複した質問は避けたいと思いますけれども、中には重複せざるを得ないことがあるかもしれませんが、御了承をお願いしたいと思います。

◎市長の事件解決への姿勢について

まず、市長に見解を求めておきたいと思うのですが、市長は既にみずからの処分を科して、けじめをつけたということでもありますけれども、今、市民が関心を持っているのは、この政治資金規正法で刑事処分を受けた市の幹部職員に対して、小樽市としてどのような処分をしていくのかということだと思います。市長としての方向性が示されていないという声が結構私どもにも寄せられておりますし、先ほど来いろいろな意見があるように、選挙で選ばれた市長として、本来であれば昨日の提案説明でもやはりこの事件に関する一定の方向性といえますか、考え方を表明すべきであったのではないかとこのように思います。また今回私どもの資料要求に対しても、資料の提出が遅

れるということが起きましたし、総じて事件に対する取組姿勢というのが遅いのではないかという声もたくさん聞かれております。そうしたことを考えますと、市長としてこの事件の解決に向けて臨む態度をしっかりと市民に対し、メッセージを発する時期ではないかというふうに思いますけれども、市長の判断はいかがでしょうか。

○市長

そういう御意見もあろうかと思いますが、私としては、現在、議会の調査特別委員会や外部調査委員会の中で議論が行われていますし、外部委員会には今後の再発防止策を含めて、お願いをしているところでございます。

それから私自身の処分については、あれで終わりということではなく、あの時点での処分ということでございますので、今後どのような形になりますか、この状況を進めていく中で、また一つの判断をしていなければいけない、そういう場面もあろうかというふうに思っております。しかし、おっしゃるように、私はできるだけスピード感を持っていろんなものに対処していきたいと、そういう思いは強く持っております。しかし一方で、いろいろと外部の調査委員会も含めて御議論いただいているときに、それらの結論が出る前に私の判断あるいは庁内での判断を市民の皆さんになかなか示せません。やはり公正、客観的な状況の中である程度市民の皆さんに対し示していきたいと、このように思っているところでございますので、御理解いただければと思います。

○林下委員

スピード感ということは常々市長もおっしゃっていますから、それなりに私も理解はしているのです。しかし前回のこの委員会で、やはり小樽市にもコンプライアンス委員会を設置する必要があるのではないかとこの質問に対し、市長は検討していきたいというふうに御答弁されたと記憶しているのです。この事件にかかわらず、やはり行政を進めていく上でこれは非常に重要な組織だというふうに思うのですが、これらについての検討結果というか、その辺について市長はどうお考えですか。

○市長

コンプライアンス委員会の問題につきましては、できるだけ早く人選を含めて、そういう組織なりを作っていくよう既に指示をしております。

それから、先ほどの上野委員の御質問でもありましたが、職員の意識改革という観点からいきますと、一つは行政運営というのは企業経営と同じだという思いでおります。ですから、やはり企業力というか、経営力ということも非常に大事なのだということです。そして企業運営で、まず、顧客満足度ということからいきますと、では顧客はだれなのということになります。これはやはり市民となり、小樽市の行政というのは総合サービス業だというふうに私は認識しております。そうすると顧客満足度ということになると、市民の皆様にご満足をしていただく、そういう仕事の取組をしていかなければいけないということでございます。当然民間であればコンプライアンス、法令遵守の問題というのは、もう既にしっかりと組織として対応しておりますので、小樽市といたしましても、今申し上げましたコンプライアンス、法令遵守の問題、こういったことについてはしっかりとした形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○林下委員

ぜひ市役所の体質改善というか、そういったものにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

○市議会と理事者の適切な関係をつくることについて

そこで、質問を変えますが、今回の政治資金規正法違反事件が発覚して以降、特にマスコミ、あるいは野党会派からも、市議会 3 会派の相乗りが事件の根源だと、こういう指摘が続いておりました。今回質問をしている中で、いろいろな要素があるというような御答弁もあったというふうに思いますし、私自身も 2 期目で、たった 4 年間しか市議会の経験がありませんけれども、少なくとも会派として、与党に甘んじることなく、私はみずからの判断でそれぞれの事案を対処してきたというふうに確信をしております。議会の中でのなれ合いというのは、私はなかったというふうに思っています。むしろ、小樽市議会の特徴として、特に会派構成はほかの市議会と比較しても政党

色が極めて強いという特徴があるのではないかというふうに思っています。その分、理事者の皆さんも常に議会運営に気を配り、常に議会対策を優先という風土が生まれてきたのではないかというふうに感じています。けれども、例えば今回の政治資金規正法違反事件を取り上げたマスコミの報道によれば、これは私もみずからのことは承知をしておりましたし、各会派が政党機関紙の勧誘や年末カンパの要請を行っていたということが報じられております。これに対して、「市の幹部」という記事で、『与党多数の議会は、どんな議案でも形式上の議論のみで可決してくれるありがたい存在だ。共産党を説得すれば、議会対策は万全だ。だからこそ、こうした市議の要望を断るわけにはいかなかった』というふうに答えている」というふうに報じられているのですけれども、こういうインタビューに答えた市の幹部、心当たりがある方はいらっしゃいますか。

○生活環境部参事

心当たりがあるから答弁するわけではないのですが、どこかの新聞にそんなことが書いてありました。

「持ちつ持たれつ」というような表現で書いておりましたけれども、カンパだとか政党機関紙の購入だとか、そういうことは置いておいて、ここに書いてある、ある市幹部が言ったと書いていますが、与党多数の議会はどんな議案でも形式上の議論のみで可決してくれるありがたい存在と。決してそんなことはありません。少なくとも私がやってきた 4 年間で、与党という自民党、公明党、それから民主党・市民連合を含めて、さまざまな御意見があるし、いろいろな形でいろいろな御意見をもらって、苦勞しながらこの 4 年間やってまいりました。逆に北野委員からはいろいろな御指示いただいて助けていただいたこともありますけれども、それはどこの会派もそれぞれの政策があるわけですから、当然のことながらいろいろなことを言うのは当たり前なのです。それをこういった形で、一義的に、いかにもこういったことで我々が持ちつ持たれつでやっているような報道をしていること自体が、私は極めて心外です。そしてまた、これをどの幹部が言ったか知りませんが、いみじくも書いてある、だれが書いたか知りませんが、私はそういうことはないというふうに思っています。

○林下委員

私も、今、参事がおっしゃったような印象でこの記事を読んだのですけれども、どなたが答えたかということはやさしておいて、やはり本音だとすれば、やっぱりちょっとゆゆしき事態だなというふうに思います。

それで、その会派の存在というか、もしそういうことがあるとすれば、その根源に何があるのか。例えば違法性とかそういったものがなくても、やはりこうした政治活動といいますか、そういうことを通じてカンパを要請したり、そうしたことを要請してきた私も含めて、各会派にも責任はあるというふうに私は考えます。

それで、政治資金規正法にパーティー券に関する文言があることが知らなかったという幹部の証言も、やはり本当の意味で、このことは言えなかったのかなというふうに思うのです。やはり私はしっかりこのことを踏まえて、これからいろいろな意味で議会と理事者の皆さんとがしっかりとかわっていくという関係をつくらなければ、非常にまずいことになっていくのではないかなと。ただ、なれ合いだとかなんとかという批判だけで解決するというふうに私は思えないのです。

それで、こうした事件をやはりこういう関係が続いてきたから、あまり政党から要請があれば、何か断りづらいということがこの事件のきっかけになったのかというふうに思うのですけれども、部長の皆さんが本音で本当はどう思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○生活環境部参事

日常的に政党からそういうものがあつたからこの事件がという、そういうストレートに、短絡的に聞かれても、そうだったという答えにはなかなかならないだろうと思います。ただ、少なくとも、これ前回の委員会から何回も申し上げていますが、私どもとしては日常的にやっぱりさまざまなおつき合いがありますから、いろいろなことがあるのは事実です。ただ、そのことと今回の事件とは直接的にリンクはしていないだろうと思います。ただ、そういう空気だとか、そういうものが醸成されている状態はあつたのだろうと思うのです。ただ、今回の件に関し

て言えば、前回の委員会で申し上げましたけれども、ああいう状況の中で、私のところに後援会の人間が依頼にきました。それをその段階で私が断れば終わったことですから。それを私がやはりこれまでのつき合いなり、そのことも含めてお引受けをして、できる限り協力しようという姿勢があったと。その私が、それぞれの部長にお願いをしたと、こういうきっかけですから、ストレートに今おっしゃったようなことがあるからこうだろうと聞かれても、そういうことだというふうには答えられません。ただ、さまざまなことの中で今回生まれたというか、これから当然、第三者の調査委員会の中でも弁護士がいろいろなことを聞くといっていますから、その中でいろいろな話が出てくるでしょうし、その中でまた申し上げることもあろうかと思しますので、その中で少しずつまた解明されていくのかなという気がします。

○林下委員

先ほどからのいろいろな質問の中で、参事は政治と行政は表裏一体の関係で、いろいろ苦勞されてきたということは、私も理解をするのですけれども、やはりこういう市役所の風土というか、そのものがもう本当に長い年月をかけてつくられてくるもので、決して一夜にしてなるものではないというふうに私は思っています。

それで私は、行政と議会のけじめをつけるために、やはりこうした新聞報道ではカンパの要請やパーティー券の持込みということが指摘されている以上、私も党派としてこういうことを慎むべきだというふうに思うのです。再発防止のためにこの風土を変えていくためにも、やはり各部長が例えば今後こうした要請にはお答えできませんという、その決意をまずお聞きしたいと思います。

○生活環境部参事

私から申し上げますけれども、決意ということではありませんが、6月の段階で政党機関紙を三つとっておりましてけれども、6月中止をさせていただきました。6月の段階で、いつもなら来る政党からのカンパは今回来ませんでした。ですから、そういう意味では少しそういうものがなくなったのかなと、こういう認識であります。

○林下委員

ほかの部長はどういうお考えでしょうか。

○福祉部長

こういう風土という御指摘がありましたけれども、どういう意味なのか私はよくわからないのですが、私が政党機関紙に類するものをとっているのは赤旗です。これは福祉の行政をやるのに赤旗を読まなかったら何も答弁できません。ですから、赤旗だけはとっているのです。各政党から、かつてはボーナスの時期や年末に要請があったこともありますが、私は一切それに応じておりません。ですから、こういう風土というのが、もしここにいるパーティー券を買ったみんな、あるいは売った部長が、そういう認識にあるのであれば、それは改めていただきたいと思います。

○生活環境部参事

今、福祉部長からありましたとおり、それぞれ今までも答弁していますけれども、個人で対応している部分です、すべて。組織としてやっている部分ではないのです。ですから、そのことについて、私は言われたので新聞の話をしましたけれども、これに応じているか応じていないか、そういうことを私、この場で個々に質問して答えていくというのは、ちょっと控えていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

○林下委員

今、福祉部長から、こういう風土というのは理解できないというお話がありましたけれども、私は現実こうした事件が起きてしまった以上、やはり小樽市として何とか再発を防ぐためには何が問題であったか、そしてそれをどう解決していくのかという姿勢を示す上で、その背景にあった状況がどうであったかということをしっかり検証していくことが大事だと思っています。それで、私も部長がおっしゃるように、決してなれ合いだとか、そんな指摘をされるようなことをしてきたつもりはないのです。けれども、やはり市民の目線といいますか、そういうもの

がある以上、私らとしては何がその背景にあったのかということをしっかり検証する意味で、そういうことが一夜にして起きたのかという意味では、長い間の風土がそういうものをつくってきたというふうに私は思っていたのですけれども、違いますか。

○生活環境部参事

林下委員の思いは思いで結構ですが、私はそれについてコメントすることはありません。

○林下委員

いいです。やめます。

○委員長

よろしいですか。何かちょっとかみ合っていないようなので、また別の機会にお願いいたします。

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

今回の委員会に当たって、最初に資料要求について質問しようと思ったのですが、その前に1点だけ確認させてください。

◎パーティーへの出席状況について

今回パーティー券を購入した職員が、全員罪に問われる可能性があったのかどうか、市としてどのような認識でおられるか、御答弁いただけますでしょうか。

○総務部次長

成田祐樹委員がおっしゃっているその罪というものが何かを示していただかなければ、それに当たる言葉がちょっと答えられないかなというふうに思います。

○成田（祐）委員

政治資金規正法にかかわる罪であると思うのです、今回パーティー券を購入されたわけですから。だから、購入した職員が全員罪に問われる可能性があったのか、それとも買った全員ではなく、少なくともそこよりもう少し上の次長職であるとか、部長職である方だけが罪に問われる可能性があったのか、どのような認識でおられますか。

○総務部次長

可能性の問題を今、御質問されているのですけれども、それは私どもが判断することではございません。今回は実際結果として政治資金規正法に違反するとして刑事処分を受けたのは、これは事実でございますけれども、その他の者について私どもが可能性も含めて答弁する状況、またそういう立場にはございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○成田（祐）委員

事情聴取された方がいらっしゃるということは、その方が当然ながら何かしらの罪に問われているのではないかという関係があるから事情聴取をされているわけですね。

（発言する者あり）

まあ、いいです。話としては、そのまま続けさせてください。

何を聞きたかったかといいますと、私は今回、資料要求しました。そのうち、お答えいただいたものとして満足いかなかったものが二つあります。

一つは、パーティー券を購入した職員のパーティーへの出席状況。これを部ごとで出してと言いましたら、全体の人数と出席した職員、132人がパーティー券を購入して21人が出席したと。その報告が2行程度出てきました。もう一点が、略式命令書のコピー、若しくはそれが不可能であるなら、略式命令書に書いてある罪状とそれに対する事件の概要、それをぜひお知らせしてほしいと言ったのですが、それに対しては提出を拒否されました。いわゆる

今回の事件に対して、根幹となった事件の罪状名というのが、私たちははっきり知らないのです。一部報道機関から聞いているけれども、実際事件の概要がどうだった、どこからどうなってどういう罪に問われてあなたはこういう略式命令ですよ、こういう罰金を払いなさいという書類が、各罪に問われて罰金刑になった方には届いているはずなのですが、その話をせずして、今回の問題のどこが悪いというのを改めて深く追及するというのは非常に難しいと思うのです。その資料を出さなかったことに対して、どのようにお考えなのでしょうか。

○（総務）総務課長

まず、後段の略式命令の写し又はその概要がわかるような転記したものでいいという要求でございましたけれども、今回、事件は勤務時間中に行われたことですが、略式命令として刑事処分されたのは、あくまで個人であり、個人が簡易裁判所から略式命令を受けております。それは個人としての処罰されたことになり、小樽市の公文書でもございませんので、それは私ども市としてちょっと出すことはできないということで、お話しをさせていただいたところでございます。

それともう一点、パーティー券を購入した職員のうち、実際のパーティーへの出席状況ですけれども、確かに前段のパーティー券の売り買いは勤務時間中、職場内で行われておりますので、買った職員も含めてわかるような形で資料をお出しさせていただきました。パーティー自体につきましては、勤務時間外に行われておまして、行くか行かないかは個人の判断で行っている部分でございますので、その辺については行った者が推測できるような形の資料の提出は控え、今回、全体で何名という形で示させていただいたということでございます。

○成田（祐）委員

今、最初に話したという話にかかわってくるのですが、やはりパーティー券の出席率の状況というのが、大ざっぱな全体の人数しか出てきてないと、細かい人数が出てきていないと。今、御答弁いただいたのは、個人の参加だからそれについては調査の必要性がないというふうにおっしゃいましたけれども、少なくとも今回のこのパーティー券を販売したことに限っては、これは非合法なわけですね。だから、罪に問われているわけですね。非合法で手に入れたチケットの使用状況を確認するということを報告できないというのは、これは非常に不明解なお答えだと思うのです。たとえどんな状況であっても、非合法で手に入れたものに対してそれを報告する義務はないと、そういうふうにお考えなのでしょうか。

○（総務）総務課長

政治資金規正法のどこに触れるかという部分は、第 1 回目の委員会で報告させていただいたと思うのですがけれども、政治資金規正法に抵触するのは第 22 条の 9 という部分でございます。その文面を見ますと、公務員が地位を利用して売ることに関してはだめですよと書いているというふうには私は認識してございます。ですので、買うことについては、政治資金規正法だけで考えると違反しているか違反していないかと言われれば、私としては違反にはならないというふうには思っております。

○成田（祐）委員

もしそうおっしゃるのであれば、今回の出席状況は 132 人中 21 人参加というのがあります。もし本当に買われた職員、たぶん一番末端で課長職の方が買われていると思うのですが、その中で純粋に行きたくて買ったのであれば、それは罪に問われないし、参加も自由だし、何も問題はないと。倫理的な、道義的な責任は若干言われるかもしれないですけども。ただ、その状況すらも、これお伝えせずに 21 人参加したというのは、逆に参加されたこの 21 人のほうが極めて自然だと思うのです。市長のことを応援したい、中松さんという方がいいと思っているし、それでチケットを買って、それで応援に行ったというのであれば、それはある意味理解はできるのですけれども、では、その逆に、100 人以上の方はチケットを買ったけれども参加はしていないと。やはりこういうような状況が起こっているというのは、どこかでやっぱり無言の圧力があるからだと思うのです。でなければ、普通は行くからチケットを買いますよね。

皆さん、先ほどいろいろなチケットが回ってくるというふうにおっしゃいましたよね。確かに市職員の方に商店街のイベントチケットを買っていただいて、飲みに来ていただいてお金を落としていただいている、そういうのはちゃんとしっかり見ています。でも、やはりそれはチケットを使っているのです。でも、今回は使われていない方が100人以上いるわけなのです。やはりそこでどうしても納得いかないのは、その組織の風土という部分で、無言の圧力がかかっているのではないかと。若しくは、これ私は部ごとで要求したのですけれども、部ごとで偏りがあるのではないかと。だから、今回こういった形で質問させてもらったわけです。どこかの部だけが極端に応援していて、それが出世のルートになっているのかもしれない。何かそういった組織風土があるのかもしれない。これは今お笑いになっている人もいますが、そういう可能性があるかもしれないということです。でも市民からすると、そうとられかねないのですよ。チケットを買わないと出世できないかもしれない。だから買わされる。そういうような風土になっているのかもしれないと。これは改めて確認しなければならないのです。もしそういった思惑が何もないのであれば、参加した職員、参加することは何も罪がないのですから、ここでなぜ部ごとで出すことが不可能なのかと。到底やはり理解できないのですけれども、それでもこれは個人名がわかるから、これを出すことができないと。参加した方は何も悪くないのですよね。チケットを売った方が悪いわけで、なぜ出せないのかももう一度お願いします。

○（総務）総務課長

再三の繰り返しになりますけれども、勤務ではなく時間外に個人の判断で行っている部分です。もしかしたら、私どもがそういう形で資料を出すと、今、成田祐樹委員がおっしゃったように、言い方はあれですけれども、私は支援しているのだよということアピールしたいという形で、その人だということが特定されるというふうに見る方もいらっしゃると思うのです。ですから、そういう部分もあって、今回は全体の人数でお出しさせていただいたということでございます。

○成田（祐）委員

この委員会は政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止をうたっている以上、なぜそこで隠す必要があるのか。何もこれ以上罪を問うとか、そういった話ではないのに、全くもってその辺が理解できないのです。また改めてこの資料要求に関しては質問させていただきますけれども、その辺に付随しての質問をさせていただきます。

◎パーティー参加の要請について

今回のパーティー券購入に関しては、各部長職の方がそれぞれチケットをいただいて部内に振り分けたというふうに前回の委員会では答弁いただきました。今回、今ここでお答えいただきたいのは、そのパーティーへの参加についてです。パーティー券を買ってくれといったときに、それとあわせてパーティーに参加してくれと言ったのか。これを買ってと言うのと参加してくれと言うのはちょっと要求が違うと思うので、参加してくれという要求をしたかどうかというところを、各部長にお伺いしたいと思います。そして、もし当時の部長職の方が退職されている方がいらっしゃいましたら、当時の次長職の方にお答えをお願いいたします。

○生活環境部参事

各部長にお願いした私から言いますけれども、基本的には一貫して同じ言い方をしています。後援会からこういう依頼があったので協力をしてもらいたいと、そういう形をお願いをしました。ですから、よく俗に言われる強制力を働かす気は一切ありませんでしたし、余しても構いませんということを言いました。

それと、一々買って行ってくださいと言ったかどうかについては、あまり記憶にありませんけれども、当然買ってくださいということは行ってもらうことも含めての思いはあったと思います。ただ、言葉で参加をしてくださいと言ったかどうかについては、それは十何人に言っていますので、どういう言い方で言ったかというのは、それぞれ全部同じではありませんので、記憶にありません。けれども、基本的にはこういった券の購入について協力してもらえないかという形で呼びかけたということです。

○財政部長

ただいま参事からの答弁にありましたようなお話をいただき、私は部内の課長に対しましては、そういうお話が来ているので、希望する方がいらっしゃればいかがですかということで御案内をいたしました。その際に、行く、行かれないという、その出席うんぬんの話まではいたしておりません。

○生活環境部長

私も財政部長と同様に各課長職には協力をお願いといたしますが、購入を依頼しましたけれども、参加するしないに関しては言及しておりません。

○医療保険部長

当時の記憶が100パーセント間違いなく総務部長がこういう言葉で言ったというのは、申しわけございませんが、覚えていないのですけれども、意味合いといたしますか、こういうことで言ったというのは、総務からこんなものが来ているのですけれども、よかったらどうかと、あと強制ではないということで回った、そういう覚えがあります。先ほども申し上げましたけれども、買うか買わないか、又は出るか出ないかについては、あくまでもそれぞれの課長等の判断にお任せするという言い方をしたつもりであります。

それから、中には「こういうものは出席するものなのですか」というふうに問われた方がいまして、そのときに、「私は出ないから」という話はしています。

○福祉部長

福祉部では、前地域福祉課長に依頼をしまして、そこから各課長に希望等を聞いて購入依頼をしており、そのとき出席については一切触れていないという報告を受けています。

○建設部長

販売の状況としては、各課長や次長のところを回って、こんな券が来ているのだけれどもどうかという、そのような趣旨のことを話したと思います。そのときに、出席について話した記憶がございませんので、申し上げたのは、こんな券が来ているのだけれども購入できるかというような趣旨でお話をしたというふうに記憶しております。

○消防長

私どもは券が来まして、次長に依頼をいたしました。こういう券が来ているので希望者がいたら購入してと、そのようなニュアンスで、また特に強制はしないと、もし戻すのであればそれで構いませんと、そういうようなことで話して、会場に行く行かないについては私も言及しておりません。

○教育部長

出る、出ないについては、一切言及しておりません。

○産業港湾部長

私は、購入したものにつきましては、聞き取りをして枚数は把握しているのですけれども、そのときに出るか出ないかというのはちょっと把握しておりません。ただ、私が購入したときには、そういうことは言われなかったような気がしております。

○経営管理部長

私も当時は次長でしたが、私に話に来たときは、こういうものがあるのだけれども、出る出ない、買う買わないは個人的な判断に任せるということを言われました。ほかの方についても、そういうふうな話をしているということは前部長から聞いております。

○水道局次長

水道局では、私は局長から直接こういう券が来ているというお話がありまして、その中では特に出るとか出ないとか、そういうことについてのお話は一切なかったところがございます。ほかの職員にも、これは全員ということではなくて、私が知っている範囲の中でも特に出席を依頼されたという話はありません。

○成田（祐）委員

ほとんどの方が出席を前提としないチケット販売であったという御答弁を今、いただいたと思うのですが、実際それがそのまま出席状況にも表れていると。やはりこれを通常のチケット、ほかのイベントのチケットと混同して同じようにさばいたというのは、やはりどうしても不自然なところが残ってしまうわけなのです。

では、ちょっと反対のことを伺いますけれども、通常のイベントのチケットというのは、これに参加しますかどうかというのを聞いてチケットを買っていただくのですよね。このようにチケットだけ買って行かないというのは、市ではよくあることなのですか。その辺はどのようにお考えですか。

○生活環境部参事

経験で申し上げますけれども、今回、事件が起きてから捜査当局が部長室に入って私の机の上や中のものを持っていきましたが、そのとき私のマットの下にそういったたぐいの券が十数枚あったそうです。それは後から警察で聞きましてけれども、古いものも含めてです。それだけ私は買って、行っていなかったということになると思います。

それから、今お話がありましたように商店街のチケットにしろ、たまたまそのときはアンリ・ルソーかなにかの券も一緒だったと思いますけれども、それも私は何枚か購入いたしました。文化的なものを含めて、あるいは町内会の券、潮まつりのとき、昔であれば、いろいろなビールパーティーだとか、さまざまものを購入しておりましたけれども、私の場合はほとんど行っておりません。それらはすべてカンパのつもりで買ってありますし、私は圧倒的多くの管理職がそういう形になっているのかなというのが実情のような気がいたします。

○成田（祐）委員

◎過去のパーティー券購入の調査報告について

今お答えいただいたように、やはりパーティー券やさまざまなチケットを買って結局行かないというのは、もちろんその寄附という部分もあると思うのですが、今回ちょっと違うのは、例えばイベントであれば、それは教育にかかわっていたり、若しくは商店街振興にかかわっていたり、業務の一環、一部としての購入なので、業務時間中に購入されても、僕はそこをとにかく言うつもりはないのです。しかし選挙にかかわるような、政治にかかわるような部分とこのパーティー券の購入というのを、これを業務時間内にやるというのは、非常にやはりナイーブな部分というか、難しい部分があると思うのです。そういった業務時間中にやっぱりパーティー券を購入するというのは、これはたとえ今回の事件にかかわらず、先ほど林下議員もカンパとか、そういう他の議員のパーティー券購入という話をされていらっしゃいましたけれども、それが業務に一切深く関与しないというのであれば、やっぱりこれに対してはしっかり調査をして、それに対する再発防止というのを行わなければならないわけなのです。

前回の委員会でも私は過去におけるパーティー券、そういったカンパの取扱いについて調査しているのかと申し上げましたが、当然まだ略式命令書が出た後で、まだそういった部分の話が全部ついていないということで、そのときには資料を出していただけませんでした。今回、過去において、そういった市内部でパーティー券の取扱い、これは中松市長の今回の事件に限らず、他の議員であったとき、他の議員でそういったようなものがあったときに、今までこれだけあったというのをこれ今調べていますか。そして、その報告というのは近日中にできるのでしょうか。

○（総務）総務課長

現状としては、調べてございません。今後についてはちょっと検討して、先程のイベントのチケット等の実態把握もありますけれども、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○総務部長

前回のこの特別委員会の中で、こういった形でこういった人に対してこういったことを調査するのかということ、各委員の方々から幾つかの質問が出されています。それは私ども宿題として預かっているような形になってお

ります。それを今事務レベルで一定程度整理をさせていただいております、先ほど課長から話がありましたけれども、まだ実行には移しておりませんが、そういった必要に応じてどういった調査項目がだれに対して必要になってくるのかということは、今、事務レベルで整理しておりますので、今後、再発防止策を策定するまでの間には、一定程度そういった調査も終えておきたいなというふうに思っているところでございます。

○成田（祐）委員

◎今後の議会と行政の関係について

そういった調査をしっかりとこれやっていたかかないと、先ほど北海道新聞からのそういった指摘、結局そういったパーティー券を買ったりなんなり、そういったカンパすることによって質問がやりやすくなっているのではないかと、やっぱりそういう誤解を受けてしまうわけなのです。私個人としては、パーティー券とかそういったカンパの要求は一切禁止にしていきたいと思いますよ。市の職員の方だって負担になりますし、そういったあらぬ疑いをかけられるぐらいだったら、そういったことは一切されないほうがいいというふうに私は思いますので、ぜひその辺は改めて調査していただいて、しっかりと市の職員の皆さんもそういった疑いかけられないように、もうちょっと相当議会と行政はちゃんと距離があるのだというような姿勢を見せていただきたいと思うのですが、一言何かあったらお願いします。

○総務部長

今日の特別委員会の中でも、このチケットに関する取扱いについて幾つか御質問ございました。それについては我々先ほど来御答弁させていただいておりますけれども、検討させていただくということで御答弁させていただいておりますので、私どもとしましては、このチケットとのかかわり方について、あるいはカンパとのかかわり方については、ガイドラインについても検討するという御答弁させていただいておりますので、そういったことで御理解いただければというふうに考えております。

○成田（祐）委員

ぜひその部分はしっかり形にして出していただけるように期待しておりますので、お願いいたします。

◎職員の不平・不満・苦情等に対応する第三者的機関の設置について

先ほど他党派からも、掲示板への意見の書き込みの削除についてという質問がありました。そういった政治資金規正法でも、どんな案件でもいいのですけれども、市の中でそういった意見が、芽が摘み取られてしまうということ、これは非常にゆゆしき問題なのです。そういった不平不満があった場合には、公平委員会なり、しかるべきさまざまなところに相談するという御答弁がありました。それというのはすべて、市職員以外の第三者の人間が携わっているのでしょうか。それとももしかしたら、いろいろな委員会、例えばパワハラとかセクハラとかそういったものに対して、市職員だけが単独でやっている組織というのはあるのですか。その辺の組織が全部第三者でやっているのか、どのような形になっているか御説明いただきたいと思います。

○（総務）総務課長

私は総務課長のほかに公平委員会の事務局長を担当してございますので、公平委員会のお話をさせていただきます。

公平委員会につきましては、主に職員の不利益な処分について不服がある場合は申出をいただいて、それを裁定することになっているのですが、それ以外に職員の苦情を処理するというのも公平委員会の所掌になっております。これにつきましては、もし何かの案件があれば私ども公平委員の代表である関口先生がその苦情の相談員になっておりますので、職員からの相談を聞いていただいております。特にその公平委員会では改善の命令をすることはできないのですけれども、そういうことについて、もしやったら担当とするところの部署にお話をし、その職員がこういう形で苦情を言っているのかということの間に入ってお話をさせていただくような形の制度はございません。

○成田（祐）委員

たぶんそれは個人間でのやりとりというか、個人に対するものが主な形かなとは思うのですが、では逆に相手が行政全体だった場合、いわゆる例えば内部密告みたいなものであったり、そういった不平不満を受け入れるような機関というのは市役所の中に存在するのですか。

○（総務）職員課長

不平不満といいますか、今申し上げたのは職員個人の不利益な部分の対応が主な公平委員会として持っています。そして、先ほど公明党の秋元委員から御質問あった部分につきましては、いわゆる市の内部で法令違反なりの不正が行われているということに対して実名で申し出ていただくという形ですので、どちらかといえば公益通報制度なのかなという感じはしますけれども。

○成田（祐）委員

これは全部実名ですか。匿名でそういったことを申し出るような制度は、今のところ整っていないということでよろしいのですか。

○（総務）職員課長

先ほども申し上げましたとおり、国の制度にのっとって市でやっております、実名で責任を持ってやっていたということが大前提としているので、匿名ということは考えておりません。ただ、その匿名で来られた職員に対して、不当な処分をしたりしないようにということがその趣旨でございますので、あくまでも実名という形があります。

○成田（祐）委員

今回の事件やそれ以外も含めて、組織としての小樽市全体に対する相談というのは、近年ありましたか。

○（総務）総務課長

公平委員会の悩み事相談については、去年、おととして 2 件ほどございましたけれども、内部的には今のような案件のものではございません。上司からの業務命令について、内容的にちょっと不服があるというような内容でございます。

○（総務）職員課長

公益通報につきましては、今までの事例や今回の案件を含めましても、通報があったということは一度もございません。

○成田（祐）委員

私が何を申し上げたいかといいますと、いわゆる管理職に当たる方、上司に当たる方との風通しが非常に悪いという御意見を、市役所内部からたくさんいただくのです。匿名で来る方も実名で来る方もいらっしゃいますが、どちらかというと、私とは面識のない方のほうが多いのです。そのような中で、やはり組織として言いたいことが言えないという状況が続いてしまっていると。おかしいことをおかしいと言えない。だから、組織内での自浄効果があってもいいはずなのに、それすらやはり言えない風土をつくってしまっているというのが、結局、今回の事件を引き起こしている一つのきっかけではないかと思うのです。

正直な話、市の中にあるそういった機関が機能していれば、私なんかにもメールとかする必要もないのですよ。でも、私のところに来ているのです、現実。ということは、今この組織風土とともに、こういったパーティー券の販売等いろいろなことがあると思うのですが、そういったことをお互いでチェックし合うという機能は働いていないのではないかと、そういうふうを感じるわけなのです。

本来、私のところに来てはおかしな話なのです。不平不満も市の中で解決できないで、なぜ一介の議員に、もちろんそれは市民ですから、市職員の方も。でも、私を経由して言わなければならないということ自体、やはりこれは組織として大きな欠点を持っていると、ひずみがあるというふうに私は考えているのです。今後はこういった組

織に対する不満や、そしておかしなことをチェックする機関というものを改めて考えていただかなければ、全部私のところに内部リークみたいな形で話があるのですよ。裏が全部とれていないので、それを全部議会で聞くという話にならないのですけれども、そういう部分をどう改善されていくのか、少しお考えをいただけないでしょうか。

○（総務）総務課長

公平委員会の悩み事相談については、私もこの総務課に来るまでそういうものがあるということを知りませんでしたので、再度この制度を職員に周知させていただきたいと思います。

○成田（祐）委員

個人の悩みという相談ではなく、組織に対する意見や組織が、やっている活動に対して、おかしなところはどこが引き受けるのだと。全部管理職の皆さんを通さなければならないのだったら、どこかでストップがかかってしまうのです。ぼんと気づいた若手の職員でも、そこから上に意見が上がるような仕組みがなければ、いつまでたっても自浄機能が働かないのです。そして、そういった物を言えない風土、無言の圧力の風土というのはずっと続いてしまうと思うのです。そのことについて、そういった組織に対する個人の職員からの要望を受けるのは総務課で、その総務課の方を直接攻撃するような内容だったら、それすらもどうなるかわからないわけですよね。やはりそこに第三者を入れるとか、何かしらもうちょっと独立した機関がなければおかしいと思うのですが、それも全くお考えにはならないのですか、この先。

○総務部長

今、成田祐樹委員から職場の風通しが悪いという問題ですとか、不平不満が職員の間にあっても、それが十分反映されていないという相談が直接あるというお話をお伺いしましたけれども、市としてもいろんな制度や考え方を職員には示しております。例えば、職員間の風通しといいますか、情報共有といいますか、そういったものを密にするための職場ミーティングを定期的に開催するようにですとか、あるいは我々に対する提案制度みたいなものはあるのですけれども、なかなか機能していない部分があるわけです。ですから、その新しい機関を設置するというのも一つの考え方だと思いますけれども、今制度として十分ある、あるいははしななければならないことがされていないというような実態もあるようですから、まず今やらなければならないことをきちんとやっていこうということから始めて、必要に応じてそういった機関の設置も検討させていただきたいなというふうに思っています。

○市長

今、総務部長が答弁したことに加えて、実は、私のところにも市長になってから手紙を何通かいただいております。これは職員からの手紙でございます。その中で言うと、やはり人事に対する評価、評価に対する不満、こういったものも結構あります。

ですから、一つは、やはり職場内のコミュニケーションということが大事だろうというふうに思うのです。だから、部長は次長、次長は課長、課長は係長というような、例えば中松なら中松という人間をどう評価するかということ、それから中松という人間にどのように仕事に取り組んでもらいたいかとか、そういうようなことをしっかり部や課の中で、コミュニケーションを図るといのが大事なのだろうというふうに思うのです。

それと私自身も、まだ具体的には各部長に話していませんけれども、これからはやはり成果主義というような形もある程度、民間の考え方の中で取り入れていかなければいけないだろうというふうに思っているのです。仕事をしっかりやった人間、それから仕事をあまりしていない人間、全くぶら下がっているような人間、こういったことはやはり、それぞれ成果主義というか、人事評価というか、こういったことにも取り組んでいかなければいけないと思っています。ただ、民間とはやはりちょっと違って、難しいところがあると思うのです。その基準だとかいろんなことで。それはまたそれぞれのところといろいろと議論し、進めていきたいというふうに思っておりますが、やはり職場のコミュニケーション、言いたいことを言い合えるという、こういうような雰囲気づくりというのは、そう簡単には進まないと思いますけれども、少し時間をかけながら取り組んでいきたいというふうに思ってお

りますので、御理解いただきたいと思います。

○成田（祐）委員

市長から御答弁いただきましたけれども、やはりその部分も含めて私のところにも同様の内容が来ております。その中でも、一番私が受けている件数が多く、かつさまざまところから聞こえてくるのは、仕事をやるなど、仕事をやらなくてもいい、仕事をこれ以上増やすなど、そういうふう上司に言われたという職員がいるのです、多数。仕事をこれ以上増やすようなことを言うのだったら、そういうのを言わなくていい、提案しなくていいと。実際に今もしこの話を聞いて変だなと思っていらっしゃるのであれば、それはやはり部下への管理不行き届きだと思うのです。仕事が増えて、それでパンクしてしまったら意味はないですけども、ただ市民のためにもっとやろうとしている職員がいるのに、でもそれを全部封じてしまう。そのような環境の中で、それに対し不満を持っている職員がいるのです。もっと仕事をしたいし、こういうことをやりたいのだけれども、させてくれないと。仕事をやるなどと言われると。そういうような圧力をかけられると。これは1件ではないのです。私のところに、三、四件来ていますから、同様の話が。

やはり市民の皆さんのために働こうとしている職員は評価をすべきですし、当然ながら許容量を超えたら、自分自身も回らなくなってしまう、当然予算もあります。いろいろな部分があると思うのですけれども、そういった職員の芽を摘むような風土がこの市役所の職場にあるということをぜひ強く認識していただきたいと思います。それとともに、そういうような言葉をかけて、無言の圧力をかけている管理職の方がいらっしゃるのです。ぜひそういうことのないよう、組織の改革というのを改めて中松市長から進めてください。風通しは全部の管理職だけがよくなればいいのではなく、直接職員から話を通るような環境をつくっていただきたいと思うのですが、最後にその答弁だけお願いします。

○市長

先ほど林下委員の御質問ときに、行政運営をするということは、やはり企業経営と同じだという、そういう感覚で私は取り組んでいきたいということをお話しさせていただきました。総合サービス産業というのが、小樽市という行政ということであれば、それに対する顧客は市民であるということで、その顧客満足度を高めるということは、市民の満足度を高めるということですから、当然我々職員としては、市民の顔を見て、市民のために汗を流す、知恵を出すということが大事だろうというふうに思っております。今週月曜日に行った部長会議でも、私自身も市民のために汗を流し、努力していくので、部長の皆さんもぜひひとつ市民の顔を見て、市民の目を見て、そして汗を流して仕事に取り組んでいただきたい、こういう話をさせていただいたところです。

ですから、これは特に政治資金規正法の問題があったからということではなく、やはり我々職員が市民のためにどう取り組んでいかなければいけないか、市民のためにどう役に立つ仕事をしなければいけないか、こういうような観点でこれから仕事に取り組んでいきたいと思っておりますし、職員にもそういう形をお願いをしていきたいというふうに思いますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

おっしゃっていただきましたけれども、やはりこの132名、チケット買った職員全員が全員、全然何とも悪いと思わなかったとは思わないのです。絶対心の中のどこかでは、何か違うのではないかな、でも言えないなど、そのような思いを抱いていた方がいると思うのです。ぜひ、そういった風通しをよくしてほしいと思っておりますし、そもそもどこかで風通しがよければ、これはまずかったって回収して、結果的に事件にならなかったわけです。ぜひそういった取組を改めて強く要望するとともに、今回、資料が出なかったものもあるので、また次回に改めて資料要求して、組織の風土についても改めて質問させていただこうと思っております。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。